

広 報

2021年6月号

編集委員 江村公良 南出美佐 前原直之 伊原孝子 佐藤栄輔

※7月のレセプト提出日は 7月8日(木)です

返戻を含む紙レセプト、猶予期間のフロッピーの提出はこの日をお願いいたします。
オンライン請求の場合でも、処方箋受付枚数・広域医療機関受付枚数の報告は継続してお願いしております。FAXでもよいのでよろしくお願いいたします。

※令和3年度第1回地区研修会の日程が決まりました

日時：令和3年9月11日(土) 18:30~21:30(予定)

場所：IKE・Biz 多目的ホール

※出席をお願いいたします。

※別添の「豊島区薬業協同組合」の広報もご覧ください

事業者用ごみ処理券の販売の案内もぜひご覧ください。

都薬関連およびその他の重要な連絡事項など

1) 日本薬剤師研修センター/薬剤師研修・認定電子システム(PECS)への薬剤師登録について

前回の勉強会時にもお知らせいたしましたが、日本薬剤師研修センターでは、薬剤師研修認定に係る手続きを現在の研修受講シールによる管理から、薬剤師研修認定電子システム(以下、PECS)へと変更し、本年9月より運用を開始する予定です。これにより、研修受講管理、認定申請などすべての手続きが電子化されることとなります。

PECSへの移行に伴い、「研修認定薬剤師」取得者(予定を含む)は、PECSへの個人登録が必要となり、この登録がない場合には、研修受講単位の交付を受けられなくなります。

つきましては、別添「薬剤師のPECS登録(令和3年3月版)」をご参照の上なるべく7月末までに個人登録を完了していただけますよう、お願い申し上げます。

【参照：日本薬剤師研修センター/認定手続き等の電子化(お知らせ)

<http://www.jpec.or.jp/faq/about/ninteititudukidenshika.html>】

2) 「薬剤師から一般の方々に向けた新型コロナウイルスワクチンに関するFAQ」の更新について

日本薬剤師会はホームページに「薬剤師から一般の方々に向けた新型コロナウイルスワクチンに関するFAQ」を公表しておりますが、この度FAQが更新されました。

最新版は、日本薬剤師会ホームページの新型コロナウイルス感染症に関する情報 (<https://www.nichiyaku.or.jp/activities/disaster/virus.html>)に掲載されておりますのでご参照ください。

3) 令和3年度基準薬局中央研修会のお知らせ

令和3年度基準薬局中央研修会が次のとおり開催されます。

今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止対策として密を避けるため、集合研修(会場受講)とWebを用いた配信視聴(Web受講)とを併用し、受講方法が選択できます。受講を希望される方はお申込みの際に、希望される受講方法をお選びください。なお、会場受講は先着400名、Web受講は先着1,500名です。

本研修会は東京都薬剤師会認定基準薬局の認定研修会の一つとなっております。

開催日: 令和3年7月25日(日) 12:30~16:00(開場11:30)

開催方法: 会場受講及びWeb受講

場 所: 日本教育会館一ツ橋ホール(千代田区一ツ橋2-6-2)

定 員: 会場受講400名 Web受講1,500名(注:定員に達し次第募集を終了します)

受講料: 5,000円 会員 1,000円(事前振込み)

※受講方法による受講料の違いはございません。

申込方法: 受講を希望する方は、都薬ホームページ(<http://www.toyaku.or.jp>)「お知らせ」よりお申込みください。

申込期間: 令和3年6月22日(火)~令和3年7月12日(月)

4) 「歯科医師のためのドーピング防止ガイド2021」について

日本アンチ・ドーピング機構を通じて、2021年3月22日より糖質コルチコイドの口腔内使用が競技会時に禁止されることについて、世界アンチ・ドーピング機構より通知がありました。

東京都薬剤師会では歯科領域においても汎用される医薬品の禁止表における取扱いが変更されたこの通知を受け、平成25年に行われたスポーツ祭東京2013(東京国体)開催時に国体対策委員会(現アンチ・ドーピング委員会)が作成いたしました標記の2013年版について、内容の更新をいたしました。

東京都薬剤師会ホームページ(<http://www.toyaku.or.jp>)トップページのお知らせ欄にデータが掲載されておりますのでご参照いただき、歯科処方箋応需時などに活用頂きますようお願い申し上げます。

なお、歯科医師へはガイド配付済です。

5) 地域包括ケアに向けた薬剤師の看取り期への関わり方に関する調査研究事業について

令和2年度老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業において、看取り期や看取り期に至るまでの薬剤師の在宅業務の実態、薬剤師に求められる役割を明らかにした上で、薬剤師がその役割を果たすために必要な事項等ととりまとめるとともに、薬剤師が看取り期に関わるにあたって必要と考えられる事項、他職種の期待等ととりまとめることを目的に「地域包括ケアに向けた薬剤師の看取り期への関わり方に関する調査研究事業」が実施され、報告書がまとめられました。

本報告書には、在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っている薬局への調査、ヒアリング調査の結果がまとめられているほか、薬剤師へ期待する事項及び他職種が薬剤師に要望する事項、役割を果たすために必要な事項と考えられる対応策等がとりまとめられております。

全167ページですので、目次のみ添付させていただきます。内容を閲覧されたい方は事務局までご連絡ください。

〈別添〉

令和2年度老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業地域包括ケアに向けた薬剤師の
看取り期への関わり方に関する調査研究事業報告書(令和3年3月)

6) 第54回日本薬剤師会学術大会への事前参加登録のお願い

「第54回日本薬剤師会学術大会」が、2021年9月19日(日)・9月20日(月・祝)の2日間、「福岡国際会議場」、「福岡サンパレス」、「マリンメッセ福岡A館」(福岡県福岡市)にて開催されます。本年の学術大会は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に十分な検討を重ねながら、現地開催とWEB開催(ライブ配信)を併用したハイブリッド開催とすべく、準備が進められております。是非ご参加ください。

事前参加登録方法:学術大会ホームページからご登録ください。

事前参加登録期間:2021年5月20日(木)～7月21日(水)

※詳細は大会ホームページ(<https://jpa54com/>)をご確認ください。

7) 新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例について

健康保険の被扶養者認定については、年間収入が130万円未満であることが要件の一つとされています。この年間収入については、今後1年間の収入を見込んで各保険者が判断することとされており、その認定に当たっては、過去の収入、現時点の収入又は将来の収入の見込みなどを用いることとされています。

今般の通知は、新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の確保等を目的に、薬剤師を含む対象の医療職について臨時特例的に、ワクチン接種業務に従事したことによる収入を被扶養者認定及び資格確認の判断における収入に算定しないこと等を示したものです。

なお、被扶養者認定等における収入の確認につきましては、令和2年4月において既に、職種を限定しない対応として、一時的に収入が増加し、直近3ヶ月の収入を年収に換算すると130万円以上となる場合であっても、直ちに被扶養者認定を取消すのではなく、総合的に将来収入の見込みを判断すること等が示されております。

別添資料をご参照ください。

8) 決済用統一QRコード(JPQR)普及事業について

現在、政府では令和元年6月21日に閣議決定した「成長戦略フォローアップ」のもと、キャッシュレス決済比率の向上に向けた積極的な周知啓発等を実施しています。QRコード決済は近年、急速に普及が進む一方、多数の事業者が参入していることにより、サービス選択や導入の難しさが一つの障壁となっていたことから、導入を容易にする仕組みとして統一QR「JPQR」が策定されました。

今後、薬局等においてもキャッシュレス決済のニーズがより高まるものと考えられます。導入の際の選択肢としてご参考頂きたくお知らせいたします。

詳しくは添付資料をご参照ください。

9) 新型コロナワクチンの添加剤一覧表について

過日、ワクチン集団接種会場で新型コロナワクチン「コミナティ筋注」の調製作業等を行っていた地区薬剤師会会員より、次の情報提供がありました。

・会場内の医師より、「ワクチン接種予定者から“以前、モビコール®で薬疹がでた”旨の申請があったが、接種に問題はないか？」と薬剤師に問合せがあった。

・薬剤師が調べたところ、①モビコール®配合内用剤の主成分はマクロゴール4000であること、②新型コロナワクチンの接種で生じるアナフィラキシーの原因として、ポリエチレングリコール(PEG)(=マクロゴール)及びPEGと交差反応性のあるポリソルベートの可能性が指摘されていること、③「コミナティ筋注」には添加剤としてポリエチレングリコールが含まれていることが判明し、これらを担当医師に情報提供した。

上記の報告を受けて、東京都薬剤師会では、今後のアレルギー対策の一環として、現在、特例承

認されている3剤の新型コロナワクチンの添加剤一覧表を作成しましたのでご参照ください。

(一覧表は、ホームページ (<http://www.toyaku.or.jp/>) にも掲載済)

なお、現在承認されている医療用及び一般用医薬品や化粧品等には、PEG あるいはポリソルベートを含む製品が多数存在しています。ワクチン接種者への聞き取り調査等で、特定の医薬品使用後にアナフィラキシーをきたした既往がある場合には、ワクチン接種前に添付文書等でその薬剤にPEG あるいはポリソルベートが含まれていないかを確認し、PEG あるいはポリソルベートによる重度の過敏症が疑われる場合には、専門医による適切な評価と過敏症発症時に十分な対応が可能な医療体制が必要とされています。

豊島区薬剤師会からの連絡事項

1) 令和3年度第一回地区研修会開催について

令和3年度第一回地区研修会の日程が決まりました。

日時：9月11日(土) 18:30~21:30(予定)

場所：IKE・Biz(勤労福祉会館) 多目的ホール

詳細については後日お知らせいたしますが、各薬局1名ずつの出席をお願いいたします。

2) 企画展「薬と祈りの処方箋」の開催について

豊島区立郷土資料館にて、企画展「薬と祈りの処方箋」が開催されます。

是非お立ち寄り下さい。(添付案内参照)

会期：令和3年7月20日(火)~9月26日(金)

入館料：無料

3) 新型コロナウイルスワクチン配付事業について

当会は、新型コロナウイルスワクチンを接種施設へ配付を行う事業を令和3年4月より開始いたしました。

おかげさまで「豊島区方式」として注目される事業となっており、6月24日9時現在の65歳以上1回目の接種率は68%と順調に接種が進んでおります。

拠点薬局をお引き受けいただいた会員薬局には大変感謝申し上げます。

改善点すべき点については日々解決しながら進めておりますので、引き続きご協力を宜しく願います。

4) 高齢者の服薬情報提供事業へご協力のお願い

当会と豊島区との共同事業「高齢者の服薬情報提供事業」へのご協力をいただき誠にありがとうございます。

今年度も8月末に対象者への通知が発送される予定となっております。

残薬バッグの追加をご希望の場合は、池袋あうる薬局または事務局までご連絡ください。

なお、患者さんが来局され対応された先生は、引き続き翌月10日までに事務局まで所定の用紙にて報告をいただけますようお願いいたします。

4) 【再掲】豊島区薬剤師会ホームページをぜひご覧ください

ホームページの内容が充実してきました。今後もより良いページを作りたいと思います。

(FAXや配布物などはいままで通りです。)

ホームページアドレス <http://www.toyoyaku.jp/>
会員専用ページに入るには、パスワード「t o s h i m a」を使ってください。

会員退会

松長薬局 佐藤 美恵子 (A)
柿間 隼志 (B)

会員変更

廣中 祥子 (A) → 山崎 雄一郎 (A) あけぼの薬局南長崎店

会員数報告

A会員	111名
B会員	13名
賛助会員	2名
合計	126名

保険部より

1) 保険薬局に係る定例報告について

施設基準の届出を行った保険薬局は、毎年7月1日現在で届出書の記載事項について地方厚生(支)局長へ報告を行うこととされています。例年のようにハガキで案内が届き、関東信越厚生局のホームページから書式をダウンロードして記載し、提出となります。必ず忘れずに提出するよう宜しくお願い致します。

2) 医薬品等の容器等に記載された符号を読み取ることで注意事項等情報が掲載されている機構のホームページを閲覧するスマートフォン等のアプリケーションについて

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の改正に伴い、2021年8月1日より医療用医薬品の添付文書は「電子化された添付文書」での閲覧が基本となり、専用のアプリケーションで外箱のGS1バーコードを読み取ることで、スマートフォンやタブレット端末で、PMDAホームページ上の電子化された添付文書や関連情報が閲覧いただけます。

これに伴い、流通システム開発センター、日本製薬団体連合会、日本医療機器産業連合会が共同で開発した「添文ナビ」というアプリケーションがご利用いただけます。

詳細はURLまたは「添文ナビ」を検索してご確認ください。

<https://www.dsri.jp/standard/healthcare/tenbunnavi/app/index.html>

3) 独立行政法人医薬品医療機器総合機構ホームページにおける「添付文書一括ダウンロード機能」の追加について

添付文書の電子化により、紙媒体での情報提供に代えて、薬機法第68条の2で規定する医療用医薬品、医療機器(主として一般消費者の生活の用に供されることが目的とされている医療機器を除く。)及び再生医療等製品の使用及び取扱い上の必要な注意等の事項(以下「注意事項等情報」という。)については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「機構」という。)のホームページでの公表といった電子的な方法による情報提供が基本となります。また、医薬品等の販売包装

単位の容器又は被包に記載された符号(GS1バーコード)をスマートフォン等で読み取ることで、機構のホームページ上で公表されている最新の情報を閲覧できるようになります。今般、添付文書の電子化の運用が開始されることを踏まえ、災害時等の機構のホームページにアクセスできない場合でも電子化された添付文書の閲覧を維持できるよう、医療用医薬品の「添付文書一括ダウンロード機能」が構築されました。本機能はPMDAメディナビのオプションサービスであるマイ医薬品集作成サービスの機能となります。利用にはPMDAメディナビとマイ医薬品集作成サービスへの登録が必要です。

4) 特例承認に係る医薬品に関する特例について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和36年 政令第11号。以下「政令」という。)第75条第2項及び第3項の規定により緊急に使用される必要があるため、その直接の容器等に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第44条第2項の規定による記載等を行ういとまがないと認められるものとして厚生労働大臣の指定する医薬品に、コロナウイルス(SARS-CoV-2)ワクチン(遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター)を指定する告示(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第75条第2項及び第3項の規定により厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件(令和3年厚生労働省告示第207号))が本日告示され、同日付けで適用されました。それに伴い、コロナウイルス(SARS-CoV-2)ワクチン(遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター)については、特例承認に係る医薬品に関する特例が適用されます。

詳細はこちらの資料をご確認ください。(保険部グループページ内)

https://drive.google.com/file/d/1711RBKFMokjVbrEC_6ITJX4vNu7Nw13K/view?usp=sharing

5) 区市町村国民健康保険被保険者証の更新について

都内区市町村国民健康保険の被保険者証につきましては、全保険者で更新時期及び色調を統一しているところであり、次期被保険者証の更新については、各保険者において、以下のとおり実施する予定です。

1. 有効期限

令和3年10月1日から令和5年9月30日まで

なお、年齢到達により、後期高齢者医療制度へ移行する者、退職被保険者から一般被保険者に切り替わる者等については、個別に有効期間を設定する場合があります。

2. 色調

- | | | |
|-------------|-----------|------------|
| (1) 一般被保険者証 | 現行「サーモン色」 | 改正後「ウグイス色」 |
| (2) 退職被保険者証 | 現行「若草色」 | 改正後「藤色」 |

3. 様式

国民健康保険法施行規則の様式例を標準として作成します。

4. その他

従前より、転入等の理由により、9月中に資格を取得した者については、新しい被保険者証を発行していますので、取扱いについて特段の御配慮をお願いいたします。

【問合せ先】

東京都福祉保健局保健政策部

国民健康保険課区市町村指導担当

電話 03(5320)4166 (直通)

6) 医業等に係るウェブサイトの調査・監視体制強化事業について

本通知は、厚生労働省から外部業者に委託して実施している医業等に係るウェブサイトの調査・監視体制強化事業に関するものです。

「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告ガイドライン）」に抵触する内容を発見した場合、引き続き医療機関等に対して注意喚起等を行うとのことです。再度ガイドラインを確認して頂き、誤解を招くような表現を用いないよう宜しくお願いいたします。

医療広告ガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/content/000772066.pdf>

7) 【再掲】保険に関する情報は「豊島区薬剤師会保険部グループページ」をご覧ください

豊島区薬剤師会では保険関係の情報を細かく伝達するために、専用のページを設けております。URLより通知等の原文のPDFが閲覧可能です。

<https://drive.google.com/drive/u/1/folders/1Izvjl6An3GWZy3JDSlgLSOTVlawLkDRX>

学術部より

1) 豊島区薬剤師会学術勉強会のお知らせ

7月の勉強会は次の通り実施いたします。

日時：令和3年7月16日（金）19:45-21:30

場所：今回は情報通信機器（WEB）を用いて実施いたします。

内容：「経皮吸収型製剤（TDDS）について」

講師：久光製薬株式会社 学術部支店学術課 高橋 光雄 様

☆今回の勉強会は日本薬剤師研修センターの認定単位となります。

☆オンライン開催により、申し込みを豊島区薬剤師会HPからの参加登録のみに限らせて頂きます。

☆申し込み方法：豊島区薬剤師会HPにアクセス→「勉強会・研修会情報」→「お申し込みはこちら」をクリック→必要事項を入力し送信

☆参加受付開始日時：7月1日（木）9:00 ～ 7月12日（金）17:00

☆ご参加を事前申し込み100名様までと限らせて頂きます。

☆認定シールをご希望の方で薬剤師免許証コピー未提出の方は薬剤師免許証のコピーのFAXをお願いいたします。（過去に提出されていれば結構です。）

薬学生実務実習関係

1) 【再掲】東京都薬剤師会「学生向け」「とやく携帯メルマガ」配信のお知らせ

東京都薬剤師会では、薬学生が、卒業後「東京都薬剤師会に入会しよう」という動機づけとなることを期待して、携帯電話によるメールマガジンの配信を開始します。実務実習受入薬局には案内ポスターを配布いたしますので、薬学生への案内をお願いいたします。なお、学生対象ですが、会員への配信も可能です。

池袋あうる薬局輪番

7月の輪番は以下の通りです。出勤よろしくをお願いいたします。

お願い ～輪番に入る7日前までに、出勤する方の氏名をあうる薬局まで連絡してください。

7月	日 勤 9:00 ~ 16:30		準 夜 16:00 ~ 22:00	
				受付事務入力兼任
3日（土）			あけぼの薬局南長崎店	あうる薬局
4日（日）	マロン薬局大塚店	上池袋薬局	椎名町薬局	佐藤薬局
10日（土）			平和通り保健薬局	北池薬局
11日（日）	サンロード薬局	あうる薬局	チチブ薬局	ことり薬局
17日（土）			あかまつ薬局	あうる薬局
18日（日）	池袋駅前げんき薬局	こまごめ薬局	ポラム薬局	めぐみ薬局
22日（木）	いちよう薬局	雄飛堂薬局 池袋トキワ通り店	薬局マツモトキヨシ 東長崎駅北口店 ヒバリ薬局	駒込中央薬局
23日（金）	アイランド薬局北大塚店	さの薬局	あかまつ薬局 上池袋薬局	ことり薬局
24日（土）			池袋駅前げんき薬局	あうる薬局
25日（日）	雄飛堂薬局池袋トキワ通り店	こまごめ薬局	氣生薬局	めぐみ薬局
31日（土）			かもめ薬局	駒込中央薬局

長崎休日診療所派遣

7月の輪番派遣は以下の通りです。出勤よろしくお願いたします。

7月	
4日(日)	椎名町薬局
11日(日)	エンゼル薬局
18日(日)	長崎調剤薬局
22日(木)	よつば薬局池袋西口店
23日(金)	長崎調剤薬局
25日(日)	椎名町薬局

医薬品・情報管理センター報告

○管理センター売上及び仕入

2021年5月売上金額 ￥2,651,080-

2021年5月仕入金額 ￥3,177,968-

○相談件数

5月	件数
薬局からの在庫確認	154
薬局からの処方箋応需	4
患者からの処方箋応需	5
医療用医薬品についての相談	3
医療機関の紹介	1
一般用医薬品についての相談	0
その他	9
合計	176

○池袋あうる薬局処方せん受付状況

5月 休日夜間 104枚

その他 264枚

○情報発信

血を「サラサラ」にする薬

新型コロナワクチン接種の際の予診票にて、血をサラサラにする薬をのんでいるかの記載があります。実際、患者さんより自身の服用薬がそれに該当するかの質問がありましたので、今回テーマとして取り上げました。

以下は茨城県立中央病院手術部HPより抜粋したものです。

抗凝固薬

- ・アピキサバン（エリキューズ）
- ・リバーロキサバン（イグザレルト）
- ・ダビガトランエテキシラート（プラザキサ）
- ・エドキサバン（リクシアナ）
- ・ワルファリン（ワーファリン）

抗血小板薬

- ・サルポグレラート（アンブラーグ）
- ・ジピリダモール（ペルサンチン、ヨウリダモール）
- ・イコサペント酸エチル（エパデール、エパラ、エパロース）
- ・プラスグレル（エフィエント）
- ・リマプロストアルファデクス（オパルモン、プロレナール）
- ・ジラゼブ（コメリアンコーワ）
- ・シロスタゾール（プレタール、コートリズム、シロシナミン、シロスレット、プレトモール、ホルダゾール）
- ・アスピリン（バイアスピリン）
- ・アスピリン/ダイアルミネート（アスファネート、バファリン、ファモター、ニトギス、バッサミン）
- ・アスピリン/ランソプラゾール（タケルダ）
- ・アスピリン/ボノプラザン（キャブピリン）
- ・アスピリン/クロピドグレル（コンプラビン、ロレアス）
- ・イフェンプロジル（セロクラール）
- ・チクロピジン（パナルジン、マイトジン）
- ・ベラプロストナトリウム（プロサイリン、ケアロードLA、ドルナー、ベラサスLA）
- ・クロピドグレル（プラビックス）
- ・オメガ-3 脂肪酸エチル・イコサペント酸エチル・ドコサヘキサエン酸エチル（ロトリガ）
- ・チカグレロル（ブリリンタ）
- ・トラピジル（ロコルナール）

（ ）は商品名

意外に品目が多い印象を受けました。

もれなく記載していただくためには、正しい情報提供が重要であると感じました。

広域病院処方せん受付状況報告

	都立大塚		豊島病院		長寿医療センター	
	件数	枚数	件数	枚数	件数	枚数
5月	544	1,074	58	66	84	98

理事会報告

2021年6月9日（水）午後8時20分より豊島区薬業会館にて理事会が開催されました。
出席者：佐野会長 伊原副会長 佐藤副会長 江村副会長 田崎常務理事 前原常務理事
南出常務理事 黒須理事 林理事 小林理事
大澤監事

○前月分理事会議事録承認

○報告事項

1. 学術・DI 担当報告
2. 防災公衆衛生担当報告
3. 総務・会計担当報告
4. 保険担当報告
5. 地域医療担当報告
6. 池袋あうる薬局担当報告
7. 監査会報告

○協議事項

1. 防災課よりの医療廃棄物処理依頼の件
豊島区防災課より依頼されている医療廃棄物処理の手順について決定された。
2. 令和3年第1回地区研修会の開催日程の件
令和3年第1回地区研修会の開催を9月11日に行うことが決定された。
3. 職員の夏季賞与の件
職員の夏季賞与が決定された。
4. 通常総会開催場所、開始時間及び開催方法の件
6月25日開催予定の通常総会について、薬業会館での現地開催、20時30分に開始、開催方式は現地での出席を前提とし出席が出来ない会員は委任状もしくは議決権行使書を提出することが決定された。
5. 池袋あうる薬局におけるクリーンベンチ共同利用の件
池袋あうる薬局のクリーンベンチの共同利用に関して、アンケート調査を実施して、その回答結果をもとに今後の体制構築等を検討していくことになった。
6. 特定費用準備資金の件
特定費用準備資金の「50周年記念事業積立」について、他の区民の健康向上につながる事業の検討をも今後進めていくこととなった。
7. 日本鍼灸師会全国大会 in 東京における後援名義の使用許可の件
日本鍼灸師会全国大会 in 東京における後援名義の使用許可が承認された。
8. 定款及び役員報酬規程の変更の件
定款及び役員報酬規程の変更を通常総会にて議案として提出することが承認された。

○審議事項

1. 通常総会付議事項（令和2年度事業報告・収支決算書（案）等）承認の件
通常総会付議事項となる令和2年度事業報告・収支決算書等案について、承認された。

豊島区薬剤師会の活動（5月）

- 5 / 6 レセプト受付
池袋あうる薬局運営委員会
- 14 高野区長 薬剤師会来館（薬剤師会のワクチン接種協力への御礼）
- 15 豊島区 新型コロナウイルスワクチン集団接種リハーサル
東京都薬剤師会 地区及び職域薬剤師会会長会
- 19 豊島区薬剤師会 理事会
- 20 豊島区薬剤師会 勉強会
- 25 豊島区在宅医療連携推進会議

医薬品分割販売利用案内

令和元年10月

公益社団法人豊島区薬剤師会 会長
豊島区医薬品・情報管理センター センター長

※要遮光の医薬品（散剤、顆粒、ドライシロップ、水剤）について、仕切り書と薬ラベルに「遮光」と記載することになりました。保存に関しては各薬局にて管理をお願いいたします。

1. 分割販売品目

医薬品約1800品目、投薬ビン・軟膏壺などの医療材料

豊島区薬剤師会ホームページに販売品目リストを掲載しております。

2. 販売単位

錠剤・カプセル	1錠・1カプセル単位
散剤・顆粒・ドライシロップ	1g単位（バラ）、1包単位（分包品）
水剤	1ml単位（バラ）、1包単位（分包品）
軟膏・クリーム	1g単位（バラ）、1本単位（チューブ）
点眼・点耳・吸入	1本単位
ハップ剤	1袋単位
坐剤	1個単位
医療材料等	1個単位

容器が必要な場合は、所定の容器（有料）を使用いたします。

3. 販売価格

医薬品	薬価（消費税込）
その他（医療材料等）	取扱品目リストに掲載

4. 手数料

豊島区薬剤師会 会員	無 料
区外 東京都薬剤師会 会員	1回 110円（消費税込）
その他医療機関	1回 2200円（消費税込）

5. 検収・返品

医薬品受領時に必ずご確認ください受領印もしくは自署をお願いいたします。
品質管理上、返品はできません。
ただし、メーカー回収の場合は、この限りではありません。

※使用期限が2ヵ月未満の場合は事前に確認の連絡をさせていただきます。
2ヵ月以上でも期限の確認が必要な方は発注書の備考欄にその旨をご記入ください。

6. 発注方法

- 注文方法 : 専用の発注書に必要事項を記入のうえ、FAXにてご注文ください。
(電話での注文はお受けしていません。)
- 受付時間 : 9時 から 16時30分 月曜日～土曜日
- 受取時間 : 9時 から 17時 月曜日～金曜日
9時 から 21時30分 土曜日・日曜日・祝日

※年末年始、棚卸等により臨時休業する場合があります。(ホームページでご確認ください)
※指定の発注書は、ホームページよりダウンロードできます。

7. 利用者の確認事項

初回利用時には、開設許可証の写しをご提出いただきます。
また、都薬の会員証をお持ちの方は会員証の写しもお提出ください。
なお、豊島区薬剤師会会員の方は提出不要です。

その他開設許可更新等、管理センターが開設許可証の確認が必要と判断した場合には、再度ご提出いただくことがあります。

8. 支払い方法

豊島区薬剤師会会員は、原則として月末日締め「翌月口座引落」となります。
その他の方は、「薬品受け取り時に現金支払い」となります。

- * 管理センターでは、会員様の要望のあるものにつきまして、取り扱いを検討し、採用するか否かを決定する資料として使用します。つきましては下の要望書に記入し、あうる薬局に提出してください。FAXでかまいません。
- * 集計管理上、1枚1品目とし、複数の場合はコピーしてお使いください。

.....(きりとり).....

医薬品管理センター取り扱い要望書

令和 年 月 日

薬局名 _____ 印 _____

以下の製品の取り扱いを要望します

製品名 _____ 規格 _____

管理センター取り扱いリスト追補

* 新規取り扱い（過去に中止または停止したものの再開、リスト作成時に漏れたものも含む）

	製品名	小分単位	備考
内	L-グルタミン顆粒99%「NP」	g	
内	亜鉛華デンプン「コザカイ・M」	g	
内	インデラル錠10mg	錠	
内	エペリゾン塩酸塩錠50mg「テバ」	錠	
内	タケプロンOD錠30	錠	
内	トリンテリックス錠10mg	錠	
内	バルプロ酸Na徐放顆粒40%「フジナガ」	g	
内	レトロゾール錠2.5mg「サンド」	錠	
外	カロナール坐剤400	個	
外	クロモグリク酸Na点鼻液2%「ファイザー」	本	
外	ニゾラルローション2%10g	本	
外	ピレノキシン懸濁性点眼液0.005%「参天」5ml	本	
外	フェルビナクスチック軟膏3%「三笠」40g	本	

* 取り扱い中止

	製品名	備考
内	グラマリール錠50mg	
内	バルプロ酸ナトリウム徐放U顆粒40%「アメル」	
内	ペンニードルプラス32G	
内	モサプリドクエン酸塩散1%「日医工」	
外	アジマイシン点眼液1%	
外	オキナゾール膾錠100mg	
外	カリーユニ点眼液0.005%	
外	ケトコナゾールローション2%「イワキ」	
外	スミルスチック3%	

薬剤師のPECS登録

—登録について— —登録の方法—

公益財団法人日本薬剤師研修センター
(2021 (令和3) 年3月版)

※PECSの概要については、本財団ホームページにてご確認ください。：薬剤師研修・認定電子システム (PECS) について (概要その1) (令和3年1月28日)

薬剤師のPECS登録について (1)

現時点では、薬剤師の登録のみです。

1. QRコードの取り出しなどの他の機能が使用できるようになるのは、後日になります (その際にはメールによりお知らせします)。
2. 個人の認定状況が取り込まれるのは、現在のところ、PECS登録から2～3か月後の予定です。

薬剤師のPECS登録について (2)

- ・ 本稼働後の研修会等の受講前に必須
→PECS登録しなければ、研修受講単位
の交付を受けられない
- ・ 必要な個人情報登録
- ・ 登録が完了すると、ユーザIDが交付される (個人で厳重に管理)

薬剤師のPECS登録について (3)

- ・ 日本薬剤師研修センターの研修受講単位が付与される研修の受講、認定薬剤師の認定申請等のためには、薬剤師個人がPECSに登録する必要があります。
- ・ 本稼働後は、QRコード読取装置での読み込みなどの方法で個人の研修履歴がシステム内に保存され、自分自身で確認することが可能となります。
- ・ 登録は、研修会の受講時ではなく、できるだけ2021 (令和3) 年7月末までをお願いします。

薬剤師のPECS登録について (4)

- ・登録はPECSの本稼働に先行して、2021（令和3）年3月15日14時から開始します。
- ・登録に際しては、登録番号と登録年月日が必要なため、薬剤師免許証を手元に用意してください。
- ・パソコンだけでなく、スマートフォンからも登録可能です。

※薬剤師免許登録番号は、PECSに保存される研修履歴や認定情報のキーコードとなりますので、正確な入力が必要です。

PECS登録の方法

1. 日本薬剤師研修センターのホームページを開きます。



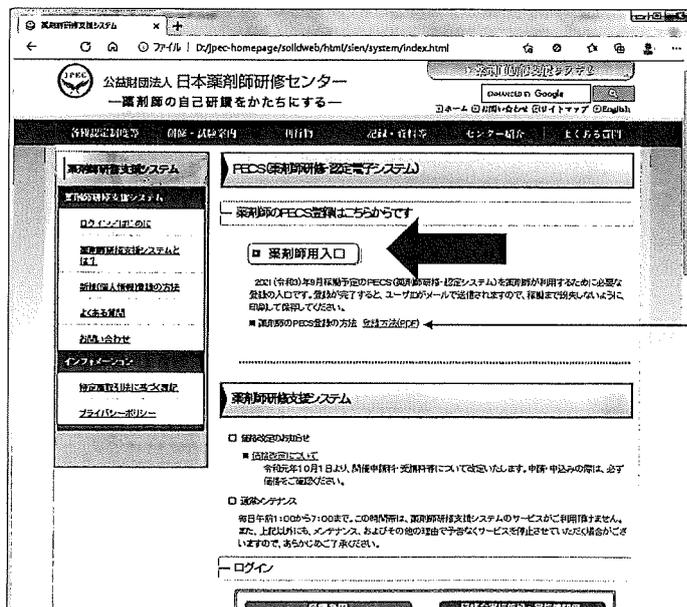
PECS登録の方法

2. 右上の「▷薬剤師研修支援システム」をクリックします。



PECS登録の方法

3. 「薬剤師のPECS登録はこちらからです」の **薬剤師用入口** をクリックします。



PECS登録の方法

4. 新たな登録なので「新規登録の方はこちら」をクリックします。

Japan Pharmacists Education Center
公益財団法人 日本薬師研修センター

薬剤師研修・認定電子システム

ユーザID・パスワード入力

- ユーザIDとパスワードを入力してください。
- ユーザIDをお持ちでない方は、「新規登録の方はこちら」をクリックしてください。
- ユーザIDまたはパスワードをお忘れになった方は、「ユーザID・パスワードを忘れた方はこちら」をクリックしてください。

ユーザID

(半角英数字)

パスワード

(半角英数字)

ログイン

[新規登録の方はこちら](#)

[ユーザID・パスワードを忘れた方はこちら](#)

注意事項
※登録した個人情報の管理には万全を期し、当財団の業務目的外に使用することは一切ありません。

PECS登録の方法

5. 登録のためのURLを受け取る自分のメールアドレスを入力し、送信するをクリックします。

Japan Pharmacists Education Center
公益財団法人 日本薬師研修センター

薬剤師研修・認定電子システム

登録申込

システムへの登録申込を行ってください。
入力されたメールアドレスに登録用のメールを自動送信します。

Eメールアドレス

(半角英数字)

送信する

注意事項
※ご登録いただきました個人情報の管理には万全を期し、研修情報をご案内する目的以外に使用することは一切ありません。
※「薬剤師研修・認定電子システム」にアクセスするための回線料金やプロバイダ費用等は全て利用者側の負担となります。
※メール受信制限されている方は、ドメイン「@jpec.or.jp」からのメールを受信できるよう設定をお願いいたします。
※既に登録済みのメールアドレス、登録申込中のメールアドレスは使用できませんのでご注意ください。
※メールアドレスは、宛先連絡の取れるものを入力してください。

PECS登録の方法

注意：メールアドレスの共用・共有はできません。

本人固有のメールアドレスを入力してください。

登録申込

システムへの登録申込を行ってください。
入力されたメールアドレスに登録用のメールを自動送信します。

メールアドレス

(半角英数字)

メールアドレスが既に登録されています。

注意事項

- ※ご登録いただきました個人情報の管理には万全を期し、研修情報をご案内する目的以外に使用することはありません。
- ※「薬剤師研修・認定電子システム」にアクセスするための回線料金やプロバイダ費用等は全て利用者側の負担となります。
- ※メール受信制限されている方は、ドメイン「@pec.or.jp」からのメールを受信できるよう設定をお願いいたします。
- ※既に登録済みのメールアドレス、登録申込中のメールアドレスは使用できませんのでご注意ください。
- ※メールアドレスは、常時連絡の取れるものを入力してください。

すでにPECSに登録されているメールアドレスを使用するとこのような表示が出ます。

PECS登録の方法

6. 手続きのためのURLが、前画面で入力したメールアドレス宛に送信されます。

登録申込

入力いただいたメールアドレス宛に、登録用メールを送信しました。
メールに記載されたURLにアクセスし、引き続きユーザ登録の手続きを進めてください。
メールが届かない場合は24時間経過後、再度、「新規登録の方はこちら」より登録申込を行ってください。

[サイトトップへ戻る](#)

PECS登録の方法

7. 登録手続きのためのURLが、前画面で入力したメールアドレス宛に送信されますので、クリックしてください。登録手続きは、このメールが到着後24時間以内に行う必要があります。



2021/02

pecs-admin@jpec.or.jp

薬剤師研修・認定電子システム 登録申込確認

宛先 | abcdefg@jpec.or.jp

以下のURLをクリックし、情報を登録してください。
このURLの有効期間は、このメールの送信日から24時間です。
これを過ぎた場合は、再度、「新規登録の方はこちら」より登録申込を行ってください。

URL : <https://pecs.jpec.or.jp/abcdef/ghijkl/mnopq=12345abcde>



PECS登録の方法

8. URLをクリックすると、まず、利用規約が表示されます。良く読んでください。

ご利用にあたって

公益財団法人日本薬剤師研修センター（以下「本財団」という。）の薬剤師研修・認定電子システムのサービスを利用するには、以下の利用規約を遵守してください。利用しようとする個人又は法人その他の団体（以下これらをまとめて「利用者」という。）は、利用規約を熟読し、同意したうえで、登録申請等を行ってください。利用規約を遵守しないあるいは逸脱行為をする場合は、利用をお断りすることとなります。

利用規約

1. 本財団が、本ウェブサイトにおいて提供するサービスは、一部を除いて有料です。サービスの利用に必要な機器や通信費用等は、利用者の負担となります。
2. 本財団は、利用者に対する又は販売する目的で本ウェブサイトに掲載しているすべての商品又はサービスについて、価格、仕様、提供又は販売時期、販売場所等を予告なく変更することがあります。また、予告なしに本ウェブサイトに掲載している情報、ファイル名等を変更し、あるいは本ウェブサイトの運営を中断又は中止することがあります。
3. 利用者が本ウェブサイトを利用することによって、本財団が取得した利用者に関連する個人情報、本財団のホームページに掲載しているプライバシーポリシーに従って取扱います。
4. 本財団が利用者に対して発行するユーザID及びパスワードは、譲渡又は貸与により第三者に利用させることはできません。また、それらの管理は、利用者の責任において厳重に行い、利用者以外の第三者に知られないよう十分な注意を払って管理してください。利用者のユーザID又はパスワードを利用して、利用者以外の第三者によって行われた行為は、利用者の行為と見做し、利用者の責任となります。万一、ユーザID又はパスワードが第三者に盗取され又はその他の方法で漏洩したことが発覚した場合、直ちに本財団へ連絡してください。本財団は、本財団への連絡の有無を問わず、ユーザID又はパスワードの漏洩、不正使用などから生じた損害について補償しません。なお、本財団は、漏洩又は不正使用の対象とならぬようユーザID及びパスワードの漏洩を防止する措置を講じています。

PECS登録の方法

9. 熟読後、同意する場合は「同意する」をクリックしてください。
同意しなければ、登録はできません。

利用規約（中略）

法等を確認し、それらに従ってください。それらに従わずに行った行為から生じた利用者の損害は、本財団は補償しません。また、各種の登録料として入金した金員は、当該審査に關してのみ効力を有するものとし、かつ、その審査の結果にかかわらず返還することはありません。

対象ブラウザ

1. 本ウェブサイトは、Microsoft Edge、Google Chrome又はSafariでの利用を前提として作成しています。また、各ブラウザは最新バージョンのものを使用してください。これ以外のブラウザやバージョンでは、動作に不具合を生じ、あるいはサービスを利用できない場合があります。それによる損害は、本財団は補償しません。
2. ブラウザのインストール、バージョンアップ又は設定の変更などにより生じた障害、損失又は損害に対して、本財団は責任を負いません。利用者の責任によって行ってください。

以上の本サイト規約に同意の上、登録されますか？

同意する 同意しない

注意事項

- ※ご登録いただきました個人情報管理には万全を期し、研修情報をご案内する目的以外に使用することはありません。
- ※「薬剤師研修・認定電子システム」にアクセスするための回線料金やプロバイダ費用等は全て利用者側の負担となります。

PECS登録の方法

10. 個人情報登録画面が出ますので、枠内に必要な事項を入力してください。
その際、橙色文字の注意書きにしたがってください。

個人情報登録

個人情報入力

以下の項目を入力し、次へのボタンをクリックしてください。
本画面よりご登録いただける方は、薬剤師名簿登録番号（薬剤師免許）をお持ちの方です。
※ご登録いただきました個人情報の利用目的は、こちらをご覧ください。

氏名・連絡先

Eメールアドレス	abcde@pec.or.jp
ユーザID	登録完了時にメールでお知らせします。
パスワード	<input type="password"/> (半角英数字：6～20文字)
確認用パスワード	<input type="password"/> (半角英数字：6～20文字) - 訂正のため、登録するパスワードを明記入力してください。
氏名	姓 <input type="text"/> 名 <input type="text"/> セイ <input type="text"/> メイ <input type="text"/> (カタカナ)

PECS登録の方法

注意：ユーザIDは登録完了後にお知らせします（指定できません）。

個人情報登録

個人情報入力

以下の項目を入力し、次へのボタンをクリックしてください。
本画面よりご登録いただける方は、薬剤師名簿登録番号（原簿除免許）をお持ちの方です。
※ご登録いただきました個人情報の利用目的は、こちらをご覧ください。

氏名・連絡先	
メールアドレス	abcdefg@pec.or.jp
ユーザID	登録完了時にメールでお知らせします。
パスワード	<input type="password"/> (8～25文字)
確認用パスワード	<input type="password"/> (8～25文字)
氏名	姓 <input type="text"/> 名 <input type="text"/> セイ <input type="text"/> メイ <input type="text"/> (カタカナ)

PECS登録の方法

注意：入力項目は次のとおりです。

パスワード

確認用パスワード

氏名（漢字とカタカナ）

自宅電話番号又は携帯電話番号

自宅住所（郵便番号、都道府県名、住所）

生年月日

薬剤師名簿登録番号

薬剤師名簿登録年月日

PECS登録の方法

11. 住所は、必ず自宅住所を記載してください。認定証などは、この住所ではなく、申請時に送付先として入力した住所に送られます。住所の数字は全角でも半角でも入力できます。

自宅電話番号 (※1)	<input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/> (半角数字)
携帯電話番号 (※1)	<input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/> (半角数字)
郵便番号 ① 必須	<input type="text"/> - <input type="text"/> (半角数字)
都道府県 ① 必須	▼選択してください ▼
自宅住所 ① 必須	<input type="text"/> ※認定薬剤師証などの送り先はその都度指定できますので、この欄には必ず自宅住所を記載してください。
ビル・マンション名	<input type="text"/>

※1 自宅電話番号、または携帯電話番号のいずれかを必ず入力してください。

生年月日

PECS登録の方法

12. 生年月日、薬剤師名簿登録番号、薬剤師名簿登録年月日は、いったん登録すると修正できません。登録番号と登録年月日は、必ず薬剤師免許証で確認して入力してください。

生年月日

生年月日 ① 必須	<input type="text"/> / <input type="text"/> / <input type="text"/> ※生年月日はいったん登録すると修正できませんので、注意して入力してください。
------------------	--

その他

※薬剤師名簿登録番号及び薬剤師名簿登録年月日はいったん登録すると修正できませんので、薬剤師免許証で確認してから入力してください。

薬剤師名簿登録番号 ① 必須	<input type="text"/> 号 (半角数字)
	指定無し ▼ ※特/外で始まる名簿登録番号の方は、こちらも選択してください。
薬剤師名簿登録年月日 ① 必須	<input type="text"/> / <input type="text"/> / <input type="text"/>

次へ

PECS登録の方法

注意：薬剤師名簿登録番号、薬剤師名簿登録年月日は、必ず薬剤師免許証で確認する。

生年月日

生年月日	①必須	-- / -- / --	※生年月日はいったん登録すると修正できませんので、注視して入力してください。
------	-----	--------------	--

その他

※薬剤師名簿登録番号及び薬剤師名簿登録年月日はいったん登録すると修正できませんので、薬剤師免許証で確認してから入力してください。

薬剤師名簿登録番号	①必須	<input type="text"/> 号 (半角数字)	
		指定無し	※外/外で始まる名簿登録番号の方は、こちらを選択してください。
薬剤師名簿登録年月日	①必須	-- / -- / --	

次へ

PECS登録の方法

13. すべての項目を入力後、「次へ」をクリックします。

生年月日

生年月日	①必須	-- / -- / --	※生年月日はいったん登録すると修正できませんので、注視して入力してください。
------	-----	--------------	--

その他

※薬剤師名簿登録番号及び薬剤師名簿登録年月日はいったん登録すると修正できませんので、薬剤師免許証で確認してから入力してください。

薬剤師名簿登録番号	①必須	<input type="text"/> 号 (半角数字)	
		指定無し	※外/外で始まる名簿登録番号の方は、こちらを選択してください。
薬剤師名簿登録年月日	①必須	-- / -- / --	

次へ

PECS登録の方法

14. 確認画面が出ますので、入力事項に誤りがないかを確認してください。

15. 入力事項が不足しているなどの場合は、赤文字で表示されますので、それにしたがって、入力してください。

薬剤師名簿登録番号	① ②	<input type="text"/> 号 (年角数字)
		薬剤師名簿登録番号は必須です。
		指定無し <input type="button"/> ※次ノ列で始まる名簿登録番号の方は、こちらも選択してください。
薬剤師名簿登録年月日	① ② ③	<input type="text"/> / <input type="text"/> / <input type="text"/>
		薬剤師名簿登録年月日 (年) を選択してください。
		薬剤師名簿登録年月日 (月) を選択してください。
		薬剤師名簿登録年月日 (日) を選択してください。

(左の例は、薬剤師名簿登録番号と登録年月日を入力しなかった場合)

次へ

PECS登録の方法

16. 確認が終了しましたら、最下段の をクリックしてください。

登録できましたら、登録完了の画面となります。

 Japan Pharmacists Education Center
公益財団法人日本薬剤師研修センター

薬剤師研修・認定電子システム

個人情報登録

登録完了

登録が完了しました。
ユーザIDがメールで送付されます。
ログイン画面より、ログインを行ってください。

ログイン画面へ戻る

PECS登録の方法

17. ユーザIDがメールで送信されます。

ユーザIDは、紛失するとPECSが利用できなくなりますので、直ちに印刷してなくさないように保管してください。本稼働後は、このユーザIDとパスワードを用いてPECSにアクセスすることになります。



2021/02/

pecs-admin@jpec.or.jp

薬剤師研修・認定電子システム 個人情報登録完了

宛先 abcdefg@jpec.or.jp

情報の登録が完了しました。あなたのユーザーIDは次のものになります。

ABCD001E

ユーザーIDは非常に重要なものです。紛失することが無いようにしてください。

ただちに印刷して大切に保管してください。

なお、個人情報の各種認定状況等の更新には多少の日時を要します。

登録の方法の説明
は以上です。

薬剤師のPECS登録について (5)

登録が終了しましたら、「薬剤師支援システム」→「薬剤師用入口」をクリックすると、ユーザID・パスワード入力画面になります。ここにユーザIDとパスワードを入力してログインボタンを押すと、薬剤師メニュー画面になります。

薬剤師研修・認定電子システム

ユーザID・パスワード入力

- ユーザIDとパスワードを入力してください。
- ユーザIDをお持ちでない方は、「新規登録はこちら」をクリックしてください。
- ユーザIDまたはパスワードをお忘れになった方は、「ユーザID・パスワードをお忘れの方はこちら」をクリックしてください。

ユーザ認証

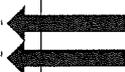
ユーザID (15文字)

パスワード (7文字)

ログイン

※前登録の方はご注意ください
ユーザID・パスワードは必ずお持ちください。

注意事項
※登録した個人情報は万全を期し、当該目的達成目的外に提供することはありません。



薬剤師のPECS登録について (6)

注意：

現時点では、薬剤師の登録のみです。

1. 「QRコード表示」などの他の機能が使用できるようになるのは、後日になります（その際にはメールによりお知らせします）。
2. 個人の認定状況が取り込まれるのは、現在のところ、PECS登録から2～3か月後の予定です。

（薬剤師メニューの「個人情報変更」をクリックすると入力した情報を見られます。）

薬剤師メニュー

Japan Pharmacist Education Center
公益財団法人 日本薬剤師研修センター

薬剤師メニュー メニューを選択してください。

- QRコード表示
- 研修等の修了状況
- 受講・受験申請
- レポート提出
- 受講歴一覧
- 認定申請
- IDカード発行申請
- 個人情報変更

薬剤師のPECS登録について (7)

ご質問は pecs-info@jpec.or.jp へ
メールでお願いします。

電話でのご質問はご遠慮ください（回
答できません）。

令和2年度
老人保健事業推進費等補助金
老人保健健康増進等事業

令和2年度老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業

地域包括ケアに向けた薬剤師の看取り期への 関わり方に関する調査研究事業

報告書

令和3年（2021年）3月

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

目次

第1章 事業の概要.....	1
1. 事業の背景と目的.....	1
2. 事業の実施方法.....	2
第2章 アンケート調査結果.....	7
I. 在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っている薬局への調査結果.....	7
1. 薬局の基本的な情報.....	7
2. 在宅業務を実施している利用者・患者の状況や薬局の体制等.....	25
3. 人生の最終段階（終末期）の利用者・患者への対応の状況.....	29
4. 利用者・患者の状況.....	53
II. 在宅療養支援診療所、訪問看護事業所、居宅介護支援事業所、訪問介護事業所への調査結果.....	61
0. 回答者について.....	61
1. 施設・事業所の基本的な情報.....	62
2. 在宅業務を行っている薬剤師との情報連携や利用者・患者への同行の状況.....	65
3. 薬剤師が行う業務への認識状況や要望すること.....	74
III. アンケート調査結果に基づく分析結果.....	82
1. 人生の最終段階の利用者・患者への訪問薬剤管理指導を行っている薬局の特徴に関する分析.....	82
2. 薬剤師へ期待する事項.....	89
3. 他職種が薬剤師に要望する事項.....	97
第3章 ヒアリング調査結果.....	99
1. 薬局薬剤師による取組事例（ファーマシィ薬局すこやか）.....	99
2. 薬局薬剤師による取組事例（永富調剤薬局）.....	102
3. 薬局薬剤師による取組事例（篠田訪問薬局）.....	106
4. 診療所薬剤師による取組事例（のぞみの花クリニック）.....	110
5. 病院薬剤師による取組事例（イムス富士見総合病院）.....	115
6. 病院薬剤師による取組事例（白岡中央総合病院）.....	119
第4章 まとめ.....	123
1. 薬剤師による人生の最終段階（終末期）の利用者・患者に対する在宅業務の	

実態.....	123
2. 薬剤師に求められる役割.....	126
3. 役割を果たすために必要な事項と考えられる対応策.....	132
4. その他の課題.....	139
5. 終わりに.....	141
調査票.....	145

保保発 0604 第 1 号
令和 3 年 6 月 4 日

全国健康保険協会理事長
健康保険組合理事長
全国健康保険組合連合会会長
地方厚生（支）局長

} 殿

厚生労働省保険局保険課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の
被扶養者の収入確認の特例について

健康保険の被保険者に扶養される者（以下「被扶養者」という。）の収入確認については、「収入がある者についての被扶養者の認定について」（昭和 52 年 4 月 6 日付け保発第 9 号・庁保発第 9 号厚生省保険局長・社会保険庁医療保険部長通知）、「日本国内に住所を有する被扶養者の認定事務について」に関する留意点について」（平成 30 年 8 月 29 日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡）等により、対応いただいているところである。

また、今般の新型コロナウイルス感染症への対応として、一時的に収入が増加する被扶養者の方が発生しうるとの指摘があることを踏まえ、「被扶養者の収入の確認における留意点について」（令和 2 年 4 月 10 日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡。以下「令和 2 年 4 月 10 日付け事務連絡」という。）及び「被扶養者の収入の確認における留意点について（再周知）」（令和 3 年 2 月 12 日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡。以下「令和 3 年 2 月 12 日付け事務連絡」という。）を發出し、被扶養者の収入の確認における留意点を示すとともに、適切な対応を求めたところである。

現在、新型コロナウイルス感染症の蔓延を防止するため、例年になく対応として、短期集中的にワクチン接種が行われているところであるが、このワクチン接種業務に従事する医療職の確保が喫緊の課題となっている。

こうした事情を鑑み、ワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認について、臨時の特例的な取扱いを整理している。具体的な取扱いは下記のとおりであるので、貴職におかれては適切に対応されたい。

なお、ワクチン接種業務に従事する医療職以外の方についても、今般の新型コロナウイルス感染症への対応として、一時的に収入が増加する被扶養者の方が発生しうることから、令和 2 年 4 月 10 日付け事務連絡及び令和 3 年 2 月 12 日付け事務連絡にお

いて示した留意点に沿って、引き続き適切に対応いただきたい。

なお、この取扱いについては、厚生労働省年金局事業管理課、総務省自治行政局公務員部福利課、財務省主計局給与共済課及び文部科学省高等教育局私学部私学行政課とも協議済みであることを申し添える。

記

1 特例の趣旨等

各保険者が、被扶養者認定及び被扶養者の資格確認の際に、被扶養者の収入を確認するに当たっては、被扶養者の過去の収入、現時点の収入又は将来の収入の見込みなどから、今後1年間の収入を見込むものとしている。

本年の新型コロナウイルスワクチン接種業務については、例年になく対応として、期間限定的に行われるものであり、また、特にワクチン接種業務に従事する医療職の確保が喫緊の課題となっているという特別の事情を踏まえ、医療職がワクチン接種業務に従事したことによる給与収入については、収入確認の際には収入に算定しないこととされたい。

2 特例の具体的な取扱い

(1) 対象者

本特例措置の対象者は、ワクチン接種業務に従事する医療職（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び救急救命士）とする。

(2) 対象となる収入

本特例措置の対象となる収入は、高齢者向けのワクチン接種が始まった令和3年4月からワクチン接種の実施期間である令和4年2月末までのワクチン接種業務に対する賃金とする。

また、各保険者においては、被扶養者認定及び被扶養者の資格確認において対象者の収入を確認する際、被保険者から、ワクチン接種業務を行う事業者・雇用主（市（区）町村、医療機関等）から発行された、ワクチン接種業務に従事したこと及びワクチン接種業務による収入額を証する書類（様式1）の添付を求めることとする。なお、今般のワクチン接種の緊要性に鑑み、各保険者の判断により、当該書類の添付を不要とする取扱いとしても差し支えない。

3 留意事項

(1) ワクチン接種業務による収入増を理由に既に被扶養者から削除した者の取扱い

本年4月以降の被扶養者の収入確認等において、ワクチン接種業務による収入を含めた1年間の収入見込みにより、被扶養者から削除する決定を行った者のうち、ワクチン接種業務による収入を除外した年間収入見込みが130万円未満である等の収入要件を満たし、また、被保険者との身分関係等の収入要件以外の被扶養者要件を満たしている者については、被保険者からの申し立てにより、当該決定を取消し、遡及して被扶養者として取り扱うこととする。

また、当該被扶養者が、被扶養者から削除された後、国民健康保険に加入していた間に、国民健康保険の保険者から保険給付がなされている場合等においては、保険給付分に当たる返還金の徴収や療養費の請求が生じることとなる。

この返還金等の保険者間での調整については、「被保険者資格喪失後の受診により発生する返還金の保険者間での調整について」(平成26年12月5日付け保発1205第1号、保国発1205第1号、保高発1205第1号厚生労働省保険局保険課長、国民健康保険課長及び高齢者医療課長連名通知)に準じて、適切に対応いただきたい。(なお、この場合には、市町村国保を当該通知中の「旧保険者等」として、また、全国健康保険協会又は健康保険組合を当該通知中の「現保険者等」として、保険者間での調整を行うことになるため、留意されたい。)

(2) 健康保険の被保険者の適用条件を満たす者の取扱い

健康保険の被保険者の適用条件(適用事業所に使用される正社員、同事業所で同様の業務に従事している正社員の4分の3以上所定労働時間がある短時間労働者等)に当てはまる者については、健康保険法上、健康保険への加入が義務づけられており、健康保険の被保険者となった場合には、被扶養者とはならないことに留意されたい。

(3) 通常の被扶養者の収入確認における取扱い

本特例については、今般のワクチン接種による特別の状況等を踏まえ、被扶養者の収入確認に係る取扱いとして、ワクチン接種業務に従事する医療職を対象に、臨時特例的かつ限定的に行うものであることから、通常の被扶養者の収入確認には適用されないが、令和2年4月10日付け事務連絡等で示した留意点を踏まえ、適切に対応されたい。

(4) 船員保険法に基づく被扶養者の認定

この取扱いは、船員保険法に規定する被扶養者の認定及び収入の確認においても同様となる。

新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事した際の収入に係る申立書

私の被扶養者が、今般の新型コロナウイルスワクチンの接種業務へ従事したことによる収入については、下記のとおりとなりますので、「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例」を適用していただくよう申し立てます。

【申請者記載欄】

		令和	年	月	日提出
被保険者 (申請者)	(フリガナ) 氏 名				
	被保険者等記号・番号				
被扶養者	(フリガナ) 氏 名				
	被保険者等記号・番号				

【ワクチン接種業務を行う事業者・雇用主（市（区）町村、医療機関等）記載欄】

事業所所在地	〒 ー	
事業所名称		
事業主氏名		
電話番号		
新型コロナウイルスワクチン接種業務へ 従事した期間		
上記期間中のワクチン接種業務へ 従事したことによる収入額（実績額）		円
※ 以下の全ての項目に該当していることを確認し、チェックして下さい。		
<input type="checkbox"/>	1 対象となる被扶養者は、(<input type="checkbox"/> 医師、 <input type="checkbox"/> 歯科医師、 <input type="checkbox"/> 薬剤師、 <input type="checkbox"/> 看護師等(注)、 <input type="checkbox"/> 診療放射線技師、 <input type="checkbox"/> 臨床検査技師、 <input type="checkbox"/> 臨床工学技士、 <input type="checkbox"/> 救急救命士) として新型コロナウイルスワクチンの接種業務へ従事しました。(注) 保健師、助産師、看護師又は准看護師 (※ 該当する職種をチェックして下さい。)	
<input type="checkbox"/>	2 上記の収入額については、対象となる被扶養者が、新型コロナウイルスワクチンの接種業務へ従事したことによる収入額で誤りはありません。	

※ 本申立書は、被扶養者認定及び被扶養者の資格確認において対象者の収入を確認する際の添付書類として、被保険者から被保険者の事業所や保険者（健康保険組合等）に提出する書類となります。

※ 記載内容の確認に当たって、別途雇用契約書等の添付書類を求められる場合があります。

事務連絡
令和3年6月4日

全国健康保険協会
健康保険組合
全国健康保険組合連合会
地方厚生（支）局

} 御中

厚生労働省保険局保険課

新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の
被扶養者の収入確認の特例に関するQ&Aについて

健康保険制度の運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記については、「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例について」（令和3年6月4日付け保保発 0604 第1号厚生労働省保険局保険課長通知）により、被扶養者の収入確認の特例措置に関して適切な対応を求めているところですが、当該特例措置の実施にあたって、別紙1及び2のとおりQ&Aを作成しましたのでお送りします（別紙1が保険者向け、別紙2が被保険者・被扶養者向け）。貴団体におかれては、内容について十分に御留意の上、適切に御対応いただくようお願い申し上げます。

新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の
被扶養者の収入確認の特例に関するQ & A（被保険者・被扶養者向け）

【制度等について】

Q 1 新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例とは、どのような内容ですか。

A 1 健康保険法の被扶養者認定の要件のうち、「主としてその被保険者による生計を維持するもの」に該当するか否かの判定については、厚生労働省から、被扶養者（認定対象者を含む。以下同じ。）の年間収入が130万円未満（認定対象者が60歳以上の者である場合又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合にあっては180万円未満）であって、かつ、①被保険者の年間収入の2分の1未満である場合は、原則として被扶養者に該当するものとする、②被保険者の年間収入を上回らない場合には、当該世帯の生計の状況を総合的に勘案して、当該被保険者がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしていると認められるときは、被扶養者に該当するものとして差し支えないこと、という取扱いを示しています。

また、各被保険者が、被扶養者認定及び被扶養者の資格確認の際に、被扶養者の収入を確認するに当たっては、被扶養者の過去の収入、現時点の収入又は将来の収入の見込みなどから、今後1年間の収入を見込むものとしており、この年間収入については、給与収入、年金等の被扶養者の収入（又はその予定の収入）の状況により算定することとしています。

今般の特例措置は、本年の新型コロナウイルスワクチン接種業務については、例年にない対応として、期間限定的に行われるものであり、また、特にワクチン接種業務に従事する医療職の確保が喫緊の課題となっているという特別の事情を踏まえ、医療職がワクチン接種業務に従事したことによる給与収入については、被扶養者の収入確認の際には年間収入に算定しないという特例を講ずるものです。

Q 2 特例措置は被扶養者の年間収入が130万円未満であるか否かを判定する際に適用されるのでしょうか。被扶養者認定の要件のうち、生計維持要件においては、被保険者の年間収入との比較も行っています。この際の被扶養者の年間収入にはどのように算定するのでしょうか。

A 2 今般の特例措置は、本年の新型コロナウイルスワクチン接種業務の緊要性に鑑み、医療職がワクチン接種業務に従事したことによる給与収入について、被扶養者の収入確認の際の年間収入に算定しないというものです。この扱いは、年間収

入が130万円未満であるか否かの判定のみではなく、被保険者の年間収入との比較においても同様の扱いとなります。

【対象者について】

Q 3 特例措置は、どのような方が対象になるのでしょうか。

A 3 本特例措置の対象者は、新型コロナワクチン接種業務に従事する医療職（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び救急救命士）となります。

具体的には、ワクチン接種会場や医療機関において、直接ワクチンの注射や予診（予診のサポートを含む。）、ワクチンの調整、接種後の経過観察等に有資格者として従事する医療職の方が対象となります。

Q 4 医療職ではありませんが、新たにワクチン接種会場の受付、医療機関の受付等で勤務しようとしています。特例措置の対象となるのでしょうか。

A 4 特例措置の対象とはなりません。

Q 5 看護師の有資格者ですが、新たにワクチン接種会場の受付、医療機関の受付等で勤務しようとしています。特例措置の対象となるのでしょうか。

A 5 ワクチン接種会場や医療機関において、直接ワクチンの注射や予診（予診のサポートを含む。）、ワクチンの調整、接種後の経過観察等に有資格者として従事する場合には特例の対象となりますが、その他の場合は特例措置の対象とはなりません。

Q 6 看護師の有資格者ですが、看護師としてではなく事務職として医療機関の受付等で勤務しています。雇用契約には変更はなく、ワクチン接種に伴って残業が増加しています。特例措置の対象となるのでしょうか。

A 6 特例措置の対象とはなりません。

一方で、被扶養者の収入確認に当たっては、「被扶養者の収入の確認における留意点について」（令和2年4月10日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡）において、以下のような取扱いを示しています。

- 例えば、認定時（前回の確認時）には想定していなかった事情により、一時的に収入が増加し、直近3ヶ月の収入を年収に換算すると130万円以上となる場合であっても、直ちに被扶養者認定を取消すのではなく、過去の課税証明書、給与明細書、雇用契約書等と照らして、総合的に将来収入の見込みを判断すること
- 被扶養者認定を受けている方の過去1年間の収入が、昇給又は恒久的な勤務時間の増加を伴わない一時的な事情等により、その1年間のみ上昇し、結果的に130万円以上となった場合においても、原則として、被扶養者認定を遡って取り消さないこと
詳細な運用については、ご加入の健康保険組合等に問い合わせいただきますようお願いいたします。

Q7 医療機関で看護師として勤務していますが、ワクチン接種の業務には関わっていません。雇用契約には変更はありませんが、ワクチン接種に伴って残業が増加しています。特例措置の対象となりますか。

A7 特例措置の対象とはなりません。

一方で、被扶養者の収入確認に当たっては、「被扶養者の収入の確認における留意点について」（令和2年4月10日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡）において、以下のような取扱いを示しています。

- 例えば、認定時（前回の確認時）には想定していなかった事情により、一時的に収入が増加し、直近3ヶ月の収入を年収に換算すると130万円以上となる場合であっても、直ちに被扶養者認定を取消すのではなく、過去の課税証明書、給与明細書、雇用契約書等と照らして、総合的に将来収入の見込みを判断すること
- 被扶養者認定を受けている方の過去1年間の収入が、昇給又は恒久的な勤務時間の増加を伴わない一時的な事情等により、その1年間のみ上昇し、結果的に130万円以上となった場合においても、原則として、被扶養者認定を遡って取り消さないこと
詳細な運用については、ご加入の健康保険組合等に問い合わせいただきますようお願いいたします。

【対象となる収入について】

Q8 特例措置の対象となる収入は何ですか。

A8 特例措置の対象となる収入は、高齢者向けの新型コロナワクチン接種が始まっ

た令和3年4月からワクチン接種の実施期間である令和4年2月末までのワクチン接種業務に対する賃金となります。（インフルエンザウイルスワクチン等、他のワクチン接種業務に対する賃金は対象となりません。）

被保険者の方は、新たに被扶養者の認定を受けるとき又は保険者が被扶養者の資格確認を行うとあらかじめ決めているタイミングに、対象者の年間収入を確認されます。この際には、ワクチン接種業務を行う事業者（市（区）町村又は医療機関）から発行された、ワクチン接種業務に従事したこと及びワクチン接種業務による収入額を証する書類（様式1）を、他の書類と合わせて提出して下さい。（なお、各保険者の判断により、当該書類の添付を不要とする場合もありますので、詳細については、各保険者の指示に従って下さい。）

Q9 ワクチン接種会場で看護師としてワクチン接種業務に従事しました。日給2万円です。5日間勤務したのですが、対象収入はどうなりますか。

A9 ご質問のケースでは、日給2万円×5日間の10万円が特例措置の対象となります。

Q10 医療機関で看護師として勤務しました。月給10万円で勤務しましたが、ワクチン接種とそれ以外の勤務の両方を行っています。対象収入はどうなりますか。月給10万円すべてが特例措置の対象となりますか。

A10 特例措置の対象となる収入は、新型コロナワクチン接種業務に対する賃金となります。

このため、各事業者が対象収入を算定するに当たっては、例えば、ワクチン接種日や接種業務時間が決まっている場合には、

- ・時給制の場合には、ワクチン接種日の勤務時間や接種業務時間に時給を乗じる
 - ・月給制の場合には、賃金をワクチン接種日の日数や接種業務時間とその他の業務の日数や業務時間と按分する
- などとして、合理的な方法で対象収入を計算することになります。

なお、各保険者が様式1に記載された対象収入を確認する際、各保険者の判断により、雇用契約書等の添付書類が求められる場合があります。

Q11 ワクチン接種業務への勤務と同タイミングで別のアルバイトも始めています。どちらの収入も特例措置の対象になるのでしょうか。

A11 特例措置の対象となる収入は、新型コロナワクチン接種業務に対する賃金となります。

質問のケースでは、別のアルバイトの収入は特例措置の対象とはなりません。

Q12 令和4年2月の賃金が令和4年3月に支給された場合は対象となりますか。

A12 特例措置の対象となる収入は、高齢者向けの新型コロナワクチン接種が始まった令和3年4月からワクチン接種の実施期間である令和4年2月末までのワクチン接種業務に対する賃金となるため、令和4年2月の賃金が令和4年3月に支給された場合も、特例措置の対象となります。

Q13 ワクチン接種会場への交通費が支給された場合、この交通費は特例措置の対象となりますか。

A13 交通費についても特例措置の対象となります。

【申立書について】

Q14 申立書はいつ、どこに提出するのですか。

A14 被保険者の方は、新たに被扶養者の認定を受けるとき、又は保険者が被扶養者の資格確認を行うと決めているタイミングにおいて、年間収入を確認されます。この際に、被保険者の方が勤務している会社を通じて各保険者に対して、通常提出が求められる書類と合わせて、申立書を提出することになります。

このため、各保険者の被扶養者資格の確認のタイミングに合わせて、ワクチン接種業務を行う事業者（市（区）町村又は医療機関）に対して、様式1によりワクチン接種業務に従事したこと及びワクチン接種業務による収入額を証明していただいで下さい。

なお、協会けんぽ加入の場合、被扶養者認定の際の被扶養者異動届は日本年金機構に提出し、被扶養者の年間収入見込みを確認することになります。届出に当たって収入額が確認できる書類（給与明細等）を添付する際に、ワクチン接種業務による収入額が含まれている場合には、届書の「扶養に関する申立書」欄に、添付書類の収入にワクチン接種業務による収入が含まれていること及びその金額を記載することにより、申立書の添付は不要とする取扱いとしています。

Q15 申立書はどの期間に対応する収入を証明して貰えば良いのでしょうか。

A15 各保険者が被扶養者の資格確認を行うと決めているタイミングや通常求められる書類によって様々となります。

想定される具体的なケースを、以下に示しますが、詳細な運用については、ご加入の健康保険組合等に確認下さい。

（ケース1）

○ 毎年9月に被扶養者の資格確認が行われており、直近3ヶ月分の収入証明（雇用契約書、収入証明書等）の提出を求めている健康保険組合
⇒ 令和3年9月の被扶養者の資格確認時に、令和3年6～8月分の収入に対する申立書を提出

（ケース2）

○ 毎年9月に被扶養者の資格確認が行われており、前年1年間の収入証明（雇用契約書、収入証明書等）の提出を求めている健康保険組合
⇒ 令和3年9月の被扶養者の資格確認時に、令和3年4～8月分の収入に対する申立書を提出
また、令和4年度の被扶養者の資格確認時に、令和3年9～令和4年2月分の収入に対する申立書を提出

（ケース3）

○ 年度当初から通算した収入が130万円以上となったときに、連絡するよう伝えられている健康保険組合
⇒ ワクチン接種業務に従事したことによる収入を含めて130万円以上の収入となったときに、通算した期間分の収入に対する申立書を添えて健康保険組合に相談

（ケース4）

○ 毎月の給与が108,334円以上となったときに、連絡するよう伝えられている健康保険組合
⇒ ワクチン接種業務に従事したことによる収入を含めて108,334円以上の収入となったときに、当該月の収入に対する申立書を添えて健康保険組合に相談

（ケース5）

○ 毎年9月に被扶養者の収入確認が行われており、前年度の課税証明書の提出を求めている健康保険組合
⇒ 課税証明書では、各年度の前年度の所得の収入の状況が記載されます。このため、ワクチン接種業務の収入が課税証明書に反映される、令和4年9月の被扶養

者の資格確認時に令和3年4～12月分の収入に対する申立書を提出

また、令和5年9月の被扶養者の資格確認時に、令和4年1・2月分の収入に対する申立書を提出

※ 各年度の課税証明書については、概ね各年度の6月中旬から交付されるため、毎年6月に被扶養者の収入確認を行うような場合では、令和5年6月の被扶養者の資格確認時に令和3年4～12月分の収入に対する申立書を、令和6年の被扶養者の資格確認時に令和4年1・2月分の収入に対する申立書を提出

(ケース6)

○ 毎年9月に被扶養者の収入確認が行われており、事業主が発行する給与支払見込証明書の提出を求めている健康保険組合

⇒ 令和3年9月の被扶養者の資格確認時に、令和3年4～8月分の収入に対する申立書を添えて、今後もワクチン業務に従事する旨を健康保険組合に相談

Q16 もともと勤務していた医療機関でワクチン接種業務を行ったほか、自治体のワクチン接種会場で勤務しました。申立書はそれぞれの事業所毎に作成するのでしょうか。

A16 複数の事業所においてワクチン接種業務に従事した場合には、それぞれの事業所毎に申立書を作成することになります。

Q17 事業主や自治体に証明書の記載を断られました。どうすればよいでしょうか。

A17 特例措置に適用されなければ、被扶養者から外れてしまうことを事業主に説明し、証明書の記載を求めて下さい。

なお、どうしても証明書の記載を行っていただけない場合であって、雇用契約書等からワクチン接種業務に従事したことが明らかな場合には、特例措置の適用となることも考えられますので、ご加入の健康保険組合等に相談下さい。

Q18 申立書を提出したにもかかわらず、保険者から被扶養者から外すと伝えられました。どうすればよいでしょうか。

A18 健康保険の被扶養者の要件は、収入要件だけではないため、その他の要件を満たしていないことにより、被扶養者から外れることとなったことも考えられます。

まずは、ご加入の健康保険組合等に対して、被扶養者から外れることとなった理由を確認していただくようお願いします。

【その他について】

Q19 この特例の対象となれば、絶対に被扶養者で居続けられるということでしょうか。

A19 新型コロナウイルスワクチン接種業務に係る収入を除外しても、なお、年間収入見込みが130万円以上となる場合などにおいては、被扶養者から外れることもあります。また、健康保険の被扶養者の要件は、収入要件だけではないため、その他の要件を満たしていないことにより、被扶養者から外れることも考えられます。

Q20 ワクチン接種業務に従事したことによる収入増を理由に既に被扶養者から削除されました。どうすればよいでしょうか。

A20 今般の特例措置については、令和3年4月以降のワクチン接種業務による収入が対象となるため、同年4月以降の被扶養者の収入確認等において、ワクチン接種業務による収入を含めた1年間の収入見込みにより、被扶養者から削除する決定を行った者のうち、ワクチン接種業務による収入を除外した年間収入見込みが130万円未満である等の収入要件を満たし、また、被保険者との身分関係等の収入要件以外の被扶養者要件を満たしている者については、当該決定を取消し、遡及して被扶養者として取り扱うこととしています。

該当する被扶養者については、申立書をご加入の健康保険組合等に提出し、相談していただくようお願いします。

なお、被扶養者の削除の決定が取り消され、遡及して被扶養者となった場合において、現在、国民健康保険に加入していた場合には、国民健康保険の資格喪失を行うことが必要になります。この際には、新しく発行された健康保険の被保険者証をもって、市町村国保の窓口において手続きをすることになりますので、詳細な取扱いについては、市町村国保に御相談して下さい。(なお、被扶養者から削除された後、国民健康保険に加入していた間に、国民健康保険の保険者から保険給付がなされている場合等においては、保険給付分に当たる返還金の徴収や療養費の請求が生じることとなりますので、必要な手続きについて、市町村国保に御相談下さい。)

Q21 医療機関において正社員として働いており、社会保険の被保険者となっています。ワクチン接種業務に従事したのですが、被扶養者になることはできますか。

A21 社会保険の適用事業所において、正社員として働かれる場合や、パート・アルバイト勤務であっても短時間労働者の社会保険の適用条件を持たず場合には、社会保険の被保険者となる必要があるため、被扶養者とはなりません。

Q22 医療機関で新しく勤こうとしています。ワクチン接種業務に従事するのですが、社会保険の適用条件を満たしているため、健康保険に加入することになると事業主から伝えられました。被扶養者のままでいることはできますか。

A22 社会保険の適用事業所において、正社員として働かれる場合や、パート・アルバイト勤務であっても短時間労働者の社会保険の適用条件を持たず場合には、社会保険の被保険者となる必要があるため、被扶養者とはなりません。

Q23 国家公務員共済、地方公務員共済及び私立学校教職員共済の被扶養者についても同様の取扱いとなるのでしょうか。

A23 国家公務員共済、地方公務員共済及び私立学校教職員共済の被扶養者についても同様の取扱いとなります。ご所属の共済組合等に問い合わせいただきますようお願いいたします。

Q24 税や会社の扶養手当（家族手当）の計算においても、ワクチン接種業務による収入の特例は適用されるのでしょうか。

A24 この特例は健康保険等の被扶養者認定及び国民年金の第3号被保険者の認定のみに係る取扱いとなります。

日本薬剤師会 御中

統一QRコード決済「JPQR」のご案内



情報流通行政局
情報流通振興課
デジタル企業行動室

1

1. 統一QR「JPQR」普及事業の概要

<ご参考> キャッシュレス決済とは

キャッシュレス決済とは現金を使わない決済方法のことです

本日で説明する
JPQR は
 QRコード決済です！

代表的なキャッシュレス決済

クレジットカード デビットカード	電子マネー	QRコード決済
 <p>ユーザーが提示する磁気・ICカードの情報を接触型の専用端末で読み取り、決済する方式</p>	 <p>ユーザーが提示するICカードやスマートフォン等の情報を非接触型の専用端末で読み取り、決済する方式</p>	 <p>店舗が提示するQRコードの情報をユーザーがスマートフォン等で読み取り、決済する方式 <small>※店舗提示型の場合</small></p>
<p>長所</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者が多い ○ 高額決済時でも利用可 ○ 付帯サービスが充実 <p>短所</p> <ul style="list-style-type: none"> × 導入・維持費用（端末・通信） × 手数料が高い（業種・規模） × 入金までの期間が長い 	<p>長所</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 交通利用など利用者が多い ○ 決済スピードが速い <p>短所</p> <ul style="list-style-type: none"> × 導入・維持費用（端末・通信） × 手数料が高い（業種・規模） × 入金までの期間が長い 	<p>長所</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 維持・導入コストが不要 ○ 相対的に手数料が安い ○ 入金までの期間が短い <p>短所</p> <ul style="list-style-type: none"> × 普及段階にあるため、不慣れなユーザーは決済に少し時間がかかる

3

QRコード決済サービス全般の特徴

JPQRを含むQRコード決済サービスは、相対的に手数料が低く入金サイクルもスピーディーで店舗にやさしい決済手段です。その手軽さから、ここ数年利用者も急速に増えています

QRコード決済のメリット

キャッシュレス決済が初めての店舗様にとっても導入ハードルが低いのが特徴です



- 手数料の相場は0~3%程度
※クレジットカードは3~6%が一般的

- 最短翌銀行営業日に入金
※遅くとも月に1~2回程度の入金



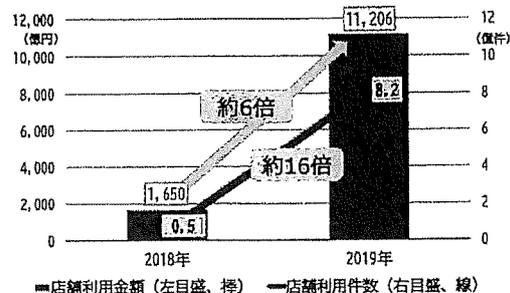
- カードリーダー不要のため導入費・維持費用0円

- 初期設定後ステッカー設置で簡単にサービス利用開始が可能に

QRコード決済の普及状況

店舗での利用件数は1年で約16倍に拡大

店舗利用金額及び店舗利用件数の推移



使える店舗の増加に伴い利用者の数も増加。現在月約1800万ユーザーが利用しこの1年で約11倍に

※1,2 (参照) キャッシュレス推進協議会：
<https://www.paymentsjapan.or.jp/publications/code-payment-trends-202006/>
 ※2 各社の毎年12月の月間アクティブユーザーの総計

4

総務省 統一QR「JPQR」とは

「JPQR」はたくさんある決済QRコードを、1枚のステッカーで読み取れるようにした統一QRコード規格です。2020年度以降、全国で説明会を開催し、普及活動を行っています

JPQRの概要



- 店頭にはこれ1枚設置でOK
- 使える決済サービスのロゴを見てお客様ご自身がスマホのアプリを起動。QRを読み取って会計
- 国内大手QRコード決済サービスはじめ、約20社の支払いに対応

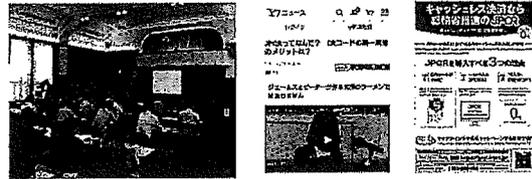
JPQR普及事業の進捗

- 2019年度は5県にて実証的に先行導入を実施
2019年度は、岩手県、長野県、和歌山県、福岡県、栃木県にて先行導入を実施。実証事業の結果、5県で約12,000店舗がJPQRを導入した
- 2020年度はWEB受付システムを整備し全国へ
2020年度は、JPQR事業WEBサイトでの申込受付を実施。300以上の自治体・商工団体・組合等の説明会実施要請があり、47都道府県にて400回弱の説明会を開催し、4,000店舗以上がJPQRを導入した

参加決済サービス一覧



*1福岡銀行のみ対象 *2楽天ペイ（アプリ決済）



JPQRのご利用方法

本事業で対象とするJPQRはステッカー読み取り型のQRコード決済です
3ステップで簡単に決済でき、接触することなく決済できます

JPQRの決済方法

Step1.

お客様が、スマホの決済アプリでQRコードを読み取



Step2.

お客様が金額入力し「支払」ボタンを押す



Step3.

画面を店員に見せ、確認し、決済完了！



- ・ お客様はご自身が使いたい〇〇Payを起動し読み取ります
- ・ 決済の確認方法として、各決済事業者から送付される通知メールや、各社の売上管理画面を確認する方法もございます

決済方法動画はこちらから！



2. JPQRをお勧めする理由

統一QR「JPQR」の3つのおすすめポイント

JPQRは「複数のQRコード決済サービスを一括で申し込める」、「店頭に置くQRコードステッカーは1種類」、「導入費・維持費が0円」の3つが大きなメリットであり、店舗のキャッシュレス導入および幅広い決済サービス導入を大きく後押しいたします

一括申し込み	ステッカー 1枚で複数決済に対応	導入費・維持費 0円
 <p>JPQR Web受付のご案内</p>  <p>JPQR</p> <p>atone auPAY 楽天 Jcoin かんたんファミPay PayPay かんたんPay かんたんPay Money Top Pay かんたんPay LINE Pay R Pay</p>	 <p>JPQR</p> <p>atone auPAY 楽天 Jcoin かんたんファミPay PayPay かんたんPay かんたんPay Money Top Pay かんたんPay LINE Pay R Pay</p>	 <p>¥0</p>

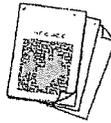
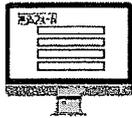
ポイント①：複数のQRコード決済サービスを一括申し込み

JPQR事業WEBサイトにアクセスしお店などの情報と必要書類を登録。導入したい決済サービスを選択し、申請の手続きは1回でOK！幅広いユーザーのニーズに応えることができます

JPQRの申し込みの仕組み

今までは各社ごとの申し込み申請が必要でしたが
JPQR事業WEBサイトから一括申請での手続きを実現

- ① 申込フォームの入力
- ② 必要書類の準備・提出



- ③ 利用したい決済サービスを好きなだけ選択し一度に申請

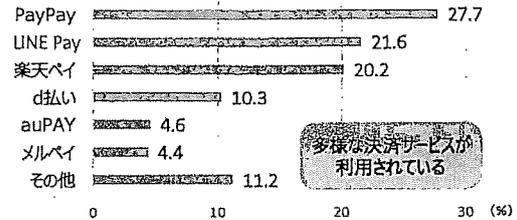


※一度登録いただければサービス追加申請も基本的に再入力不要
※すでにご契約がある方もJPQRにステッカーを統一することが可能

複数サービス導入のメリット

対応決済サービスの間口を広げることで、
幅広いお客様のニーズにお応えできます

最も利用しているQRコード決済サービス (n=4,683)



多様な決済サービスが
利用されている

(参照) MMD研究所 「2020年7月スマートフォン決済 (QRコード) 利用動向調査」
https://mmdlabo.jp/investigation/detail_1873.html

- ④ JPQR導入店舗からの声

お客様が複数のQR決済を利用することが多く、スタッフの手間を省くことができた

特定のサービスだけでは顧客のニーズに対応できず不便さを感じたため、複数サービスが利用できることに魅力を感じた

ポイント②：ステッカー1枚で複数の決済サービスに対応

会計時に店舗側が店頭でステッカーを選ぶ必要はありません。現金の受け渡しはもちろん、ステッカーをあこれ出し入れする手間も省け、レジ周りのスペースを有効活用できます

こんなお悩みありませんか？

衛生面のことを考えると、会計における現金のやりとりを減らしていきたい

対応する決済サービスを増やしたいが、店頭スペースがなく、ステッカーを多数置くことができない

ステッカーが増え、どれを出したらいいのかわからなくなり正直使えていない。従業員教育もできていない



お釣りの準備、レジ締めなど現金の取り扱いが面倒

→JPQRが解決します！

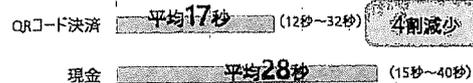
QRコード決済活用の効果

- ① JPQR導入店舗からの声

高齢のスタッフが多いため、とりあえずJPQRを出しておけばよいので、探す手間もなく非常に助かる

QRコードの置き場に困っていたので、レジ機がすっきりした。また、非接触決済なので衛生面が向上した

- ② 会計時間がスピーディーに ※1



(参照) 株式会社ICB「決済速度に関する実証実験結果」
<https://www.global.jcb/ja/press/00000000162855.html>

コロナ対策としても推奨

キャッシュレス決済は、厚生労働省「新しい生活様式」や東京都「事業者向け東京都感染拡大防止ガイドライン」でも感染拡大防止に向けた有効な手段として、利用を推奨されています (参照) 東京都ホームページ



<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1007942/1007968.html>

統一される範囲について

お申込みや決済インターフェースは統一されますが、審査や入金はいくつ各決済サービスごとに行われます。審査基準は各決済サービスにより異なります

	JPQR	<参考> 決済代行会社
契約関係イメージ		
運営主体	協議会*1 (普及推進は経産省・総務省)	民間企業
対応決済サービス	20社以上 (QR決済:MPM静的)	サービスによる
導入申込	一括	一括
契約締結	各社 (申請は一括で可能)	一括
審査	各社	とりまとめ
決済手数料率	各社毎 (比較的安い、0%~3%程度)	一律 (比較的高い、3.24%~)
入金日・サイクル・手数料	各社毎	一括
売上管理	各社+一括*2	一括
導入・維持コスト	0円	サービスによる

*1一般社団法人キャッシュレス推進協議会、*2JPQR売上管理画面にて一括管理可能

13

売上管理の方法について

Webで閲覧可能なJPQRの売上がまとめて閲覧できる「JPQR売上管理画面」と返金処理等のより詳細な操作が可能な「各社が提供している売上管理画面」の2つをご利用いただけます
※決済が完了すると、事前に登録しているメールアドレス宛に各決済事業者から決済通知メールが届きます

JPQR売上管理画面

各社が提供している売上管理画面

決済サービスA

決済サービスB

決済サービスC

決済サービスD

機能

- 売上履歴や入金予定を各社まとめて確認
- CSVでのダウンロード
- 各社サービスの売上管理画面へのリンク

※一部サービスのみ対応が準備中となっております
※マニュアルはこちら「<https://jpqr.moneyforward.com/manual>」

機能

- 決済確認、タイムリーな売上管理
- 返金処理
- 登録情報の変更 等

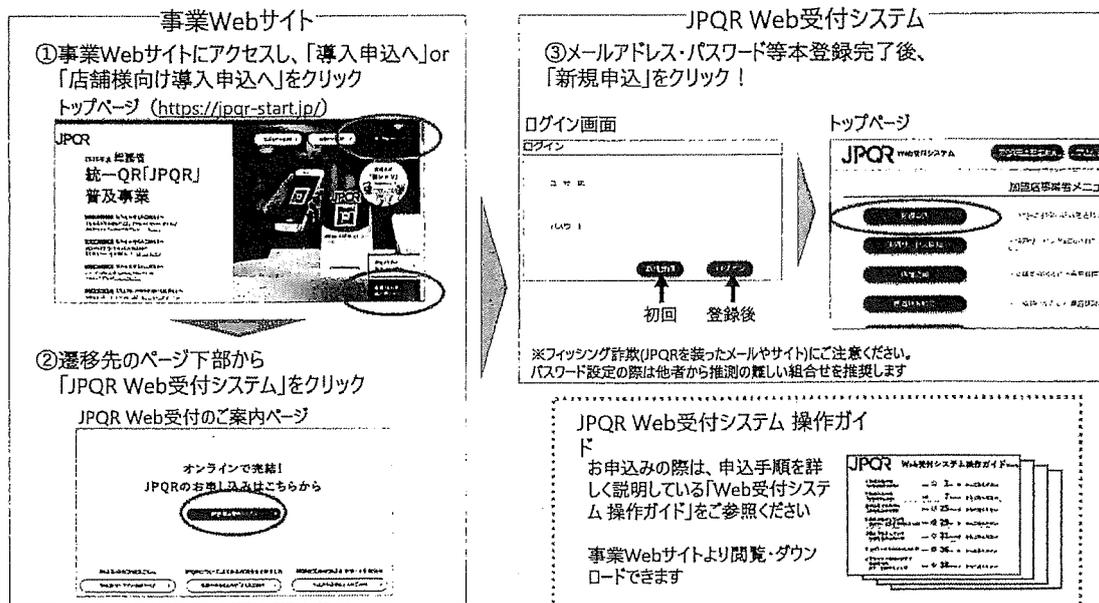
14

4. JPQRのお申込み手続き

申込手続きの方法

JPQRのお申込は、事業Webサイトから遷移できる「JPQR Web受付システム」にて可能です。事業Webサイトに申込手順を詳しく掲載しています。

※〇〇Payをいくつか導入済みの場合、JPQRにまとめるためには受付システムから新たに申請が必要です。



申込できる決済サービス

JPQR決済対応サービスは拡大しています！

2021年4月時点の情報です、最新情報は申込ページから確認いただけます

分類	サービス名	申込可能時期	JPQR決済開始時期
国内決済サービス	atone	2020年6月22日	— (対応済み)
	au PAY	2020年6月22日	— (対応済み)
	J-Coin Pay	2020年6月22日	— (対応済み)
	d払い	2020年6月22日	— (対応済み)
	FamiPay	2020年6月22日	— (対応済み)
	メルペイ	2020年6月22日	— (対応済み)
	ゆうちょPay	2020年6月22日	— (対応済み)
	YOKAI Pay (福岡銀行のみ)	2020年6月22日	— (対応済み)
	LINE Pay	2020年6月22日	— (対応済み)
	楽天Pay(アプリ決済)	2020年6月22日	— (対応済み)
	OKI Pay	2020年8月31日	— (対応済み)
	commoney	2020年8月31日	— (対応済み)
	はまPay	2020年8月31日	— (対応済み)
	PayPay	2020年8月31日	— (対応済み)
	ほくほくPay (北陸銀行・北海道銀行)	2020年8月31日	— (対応済み)
Money Tap	2020年8月31日	— (対応済み)	
こいPay	2021年1月20日	— (対応済み)	
国際決済サービス	Union Pay(銀聯)	2020年6月22日	— (対応済み)
	WeChat Pay	2020年8月31日	— (対応済み)

各サービスの手数料等のご確認方法

決済手数料や入金サイクルなどの契約条件は、JPQRWeb受付システム
新規申込ページより申込手続きのなかで確認できます

JPQRWeb受付システム「申込に関する同意・確認事項」ページ内のリンクをクリックすると、
各社手数料等が記載されている表を閲覧することができます

2 ページ後

申込に関する同意・確認事項 ※イメージ

申込に関する同意および反社会的勢力でないことの表明・確約
以下をよくお読みの上、同意する場合、手エックしてください。なお、同意いただけない場合、お申し込みできません。

当社（または当座）は、下記の「申込に関する同意事項および各決済事業者規約・契約条件等」に記載の各決済事業者が定める規約・条件に同意の上、JPQRWeb受付システムを利用する。

申込に関する同意事項および各決済事業者規約・契約条件等

当社は、反社会的勢力でないことを表明し、反社会的勢力に該当する場合にはご利用いただけません。チェックを入れてください。

確認事項
以下の項目のうち、該当するものをご入力ください。

あなたの事業は指定商取引先との取引を主とするものである。

信用販売を行っていない
 特定包括的供託
 電話勧誘販売を行っていない
 連鎖販売を行っていない
 多額貸付供託引取
 前払い式取引

最近5年間に指定商取引先との取引を主とする事業を営むフランチャイジー座組がフランチャイジー（加盟店）として存在する。

※下記いずれかに該当するフランチャイジー座組がフランチャイジー（加盟店）として存在する場合は、必ずしも加盟店が加盟店であるとは限りません。

各決済事業者の契約条件

決済サービス	手数料	入金サイクル
au Pay	0%	即時
au Pay (PayPay・YOKAI Pay)	0%	即時
J-Coin Pay	0%	即時
d払い	0%	即時
メルペイ	0%	即時
LINE Pay	0%	即時
ファミペイ	0%	即時
PayPay	0%	即時
その他	0%	即時

※各決済サービスにより異なります。申込時にご確認ください。

<ご参考> 各サービスの手数料等のご確認方法

決済手数料JPQR対応時期などは、事業WEBサイトより簡易的に確認いただけます

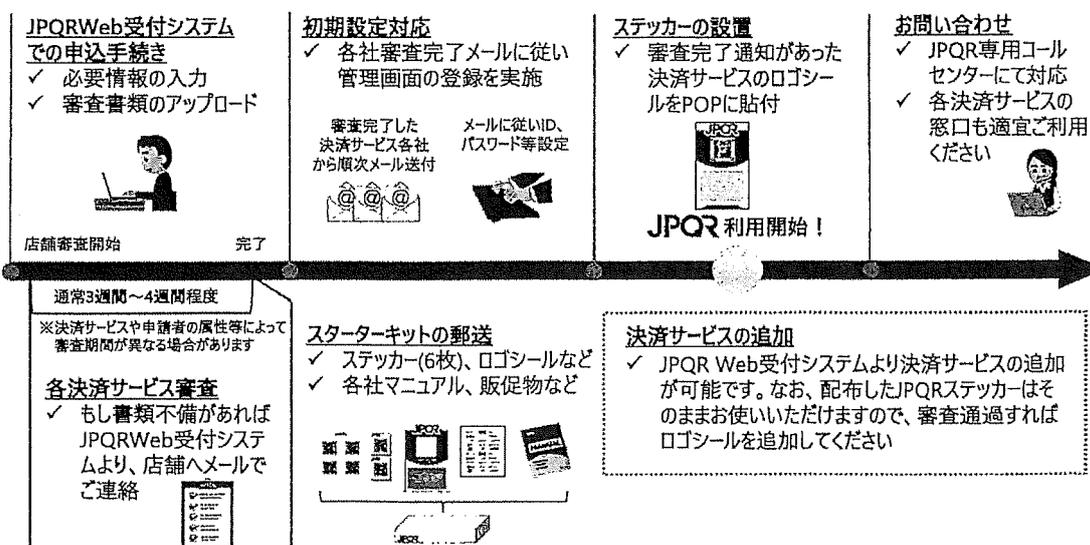
決済サービス	JPQR対応 (店舗導入期) (※1)	PLUG 登録 予定時期	加盟店手数料率等 (JPQRのWEB受付システムから申込の場合) (※3)	決済サービス	JPQR対応 (店舗導入期) (※1)	PLUG 登録 予定時期	加盟店手数料率等 (JPQRのWEB受付システムから申込の場合) (※3)
atone	対応済み	参加済み	2.4% (非課税)	PayPay	対応済み	参加済み	2.59% (税込) (2021年9月30日まで) 3.24% (税込) (2021年10月以降) (※2)(※4)
WeChat Pay	対応済み	参加済み	1.5% (非課税) (※2)	ほくほく Pay (北陸銀行・北海道銀行のみ)	対応済み	参加済み	WEB受付システム内手数料一覧参照 (※2)
au PAY	対応済み	参加済み	無料 (2021年7月31日まで) 3.25% (税別) 予定 (2021年8月以降)	Money Tap	対応済み	参加済み	1.5% (非課税) (※2)
OKI Pay	対応済み	参加済み	1.5% (税別) ~1.8% (税別) (※2)	メルペイ	対応済み	参加済み	0% (2021年6月末まで) 2.6% (税別) (2021年7月以降)
UnionPay (銀聯)	対応済み	参加済み	1.85% (非課税) (※2)	ゆうちょ Pay	対応済み	参加済み	WEB受付システム内手数料一覧参照 (※2)
こい Pay (広島銀行のみ)	対応済み	参加済み	WEB受付システム内手数料一覧参照 (※2)	YOKAI Pay (福岡銀行のみ)	対応済み	参加済み	WEB受付システム内手数料一覧参照 (※2)
Commoney	対応済み	参加済み	3.25% (税別)	LINE Pay	対応済み	参加済み	無料 (2021年7月31日まで) 2.45% (税別) 予定 (2021年8月以降)
J-Coin Pay	対応済み	参加済み	1.85% (非課税) (※2)	楽天ペイ (アプリ決済)	対応済み	参加済み	3.24% ~ (※5)
d払い	対応済み	参加済み	1.80% (税込) (2021年6月30日まで) 2.86% (税込) (2021年7月以降)				
はま Pay (横浜銀行のみ)	対応済み	参加済み	2.0% (税別) (※2)				
FamiPay	対応済み	参加済み	2.94% (税別) (※2)				

2021年4月30日時点
出所：事業Webサイト(<https://jpqr-start.jp/>)より

- ※1 キャッシュレス推進協議会において作成された統一規格のガイドラインに対応し、決済事業者のアプリでJPQRを読み取ることにより決済が可能となること。
- ※2 各サービスに直接申し込みの場合と加盟店手数料率が異なる場合があります。
- ※3 Air Payやクラウドペイ等複数決済サービスを利用可能なサービスを契約されている方は、当該サービスでの決済とJPQRでの決済では手数料率等が異なる可能性があります。(当該サービスや各サービスのQRはJPQRと併用可能です)
- ※4 ご請求時の決済システム利用料はシステムの計算上、下記税別料率に消費税を加算した料率でのご請求となります。そのため、表中の手数料率から端数処理相当分、異なることがあります。
2.36% (税別) (2021年4月1日~9月30日)
2.95% (税別) (2021年10月以降)
- ※5 お客様のお支払元により加盟店手数料率が異なります。

JPQR導入までの流れ

JPQR事業WEBサイトにアクセスし、必要情報の入力・書類のアップロードをいただいた後、各社にて審査が行われます。審査完了後、初期設定をしていただき利用開始となります



※すでに○○Payをいつか導入済みである場合にも、JPQR登録が完了したら審査結果のメール通知があります

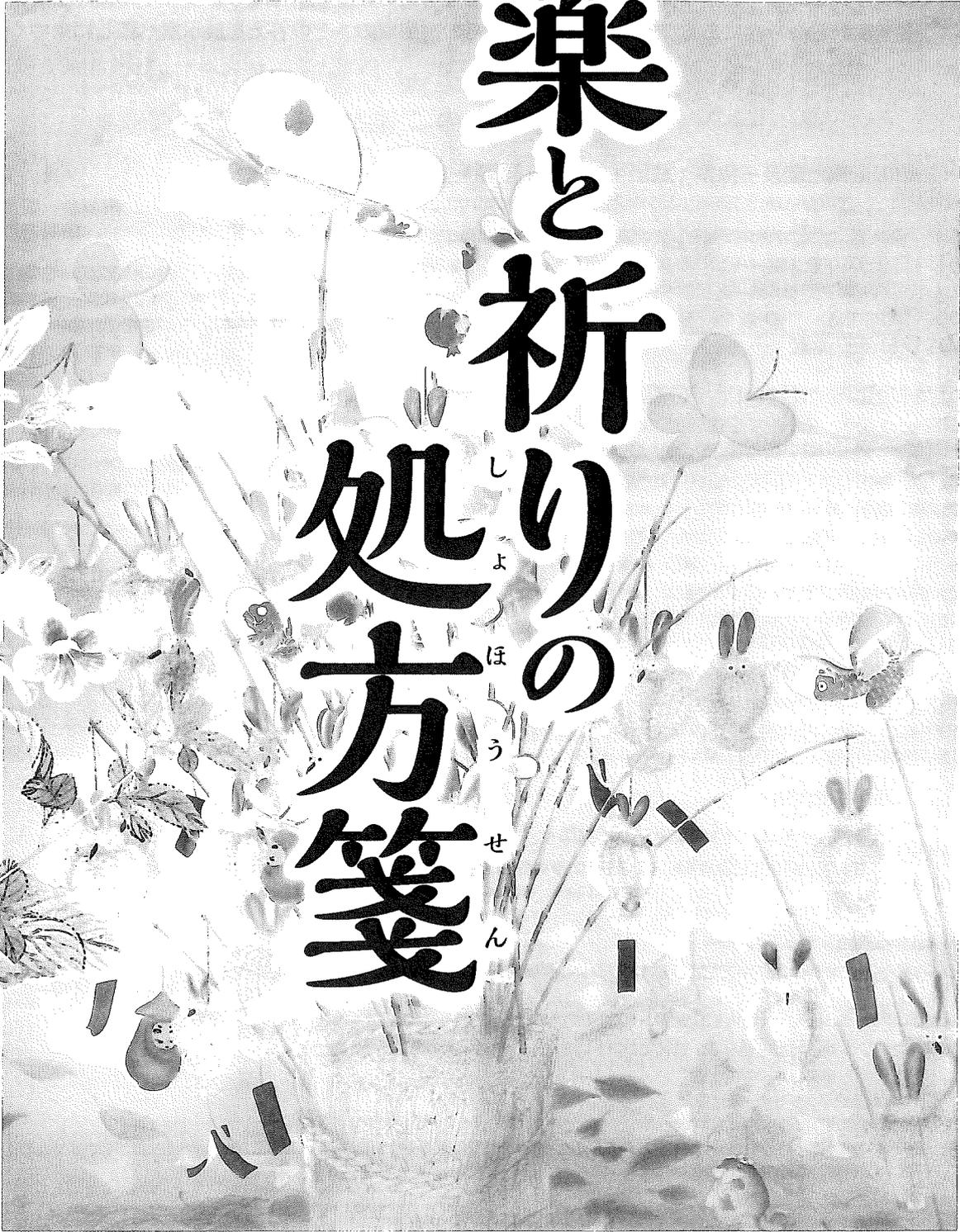
コロナウイルス (SARS-CoV-2) ワクチン

販売名	コミナティ筋注	COVID-19 ワクチンモデルナ筋注	バキスゼブリア筋注
有効成分	トジナメラン	CX-024414 * 融合前構造に安定化した SARS-CoV-2 ウイルスのスパイクタンパク質をコードする一本鎖 RNA	コロナウイルス (SARS-CoV-2) ワクチン (遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター)
添加剤	<ul style="list-style-type: none"> ● [(4-ヒドロキシブチル)アザンジイル]ビス(ヘキサン-6,1-ジイル)ビス(2-ヘキシルデカン酸エステル) ● 2-[(ポリエチレングリコール)-2000]-N,N-ジテトラデシルアセトアミド ● 1,2-ジステアロイル-sn-グリセロ-3-ホスホコリン ● コレステロール ● 精製白糖 ● 塩化ナトリウム ● 塩化カリウム ● リン酸水素ナトリウム二水和物 ● リン酸二水素カリウム 	<ul style="list-style-type: none"> ● ヘプタデカン-9-イル 8-((2-ヒドロキシエチル)(6-オキソ-6-(ウンデシルオキシ)ヘキシル)アミノ)オクタン酸エステル ● コレステロール ● 1, 2-ジステアロイル-sn-グリセロ-3-ホスホコリン ● 1, 2-ジミリストイル-rac-グリセロ-3-メチルポリオキシエチレン (PEG2000-DMG) ● トロメタモール ● トロメタモール塩酸塩 ● 氷酢酸 ● 酢酸ナトリウム水和物 ● 精製白糖 	<ul style="list-style-type: none"> ● L-ヒスチジン ● L-ヒスチジン塩酸塩水和物 ● 塩化ナトリウム ● 塩化マグネシウム ● エデト酸ナトリウム水和物 ● 精製白糖 ● 無水エタノール ● ポリソルベート 80
製造販売元	ファイザー株式会社	武田薬品工業株式会社	アストラゼネカ株式会社

豊島区立郷土資料館 令和3年度企画展

薬と祈りの

処方の箋



令和3年7月20日

火



令和3年9月26日

日

豊島区立郷土資料館

The Museum of Toshima City

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 2-37-4 としま産業振興プラザ7階

休館日 毎週月曜日、第3日曜日、祝日、9月21日(火)

開館時間 午前9時～午後4時30分

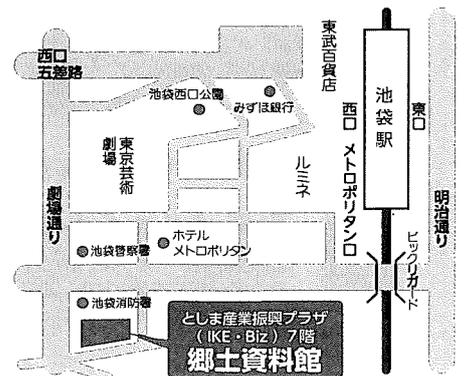
入館料 無料

主催 豊島区

特別協力：古代オリエント博物館

ご来館に際してのお願い

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスクの着用・手指の消毒・検温など、ご協力をお願いしております。社会状況により、事業を中止・変更する場合がありますので、事前に当館ホームページをご確認ください。



JR・地下鉄・私鉄「池袋駅」西口から徒歩7分



新型コロナウイルス感染症の治療で先端医療が注目されていますが、世界各地には昔から伝わる様々な医療が存在します。今回の企画展では人々がどのように病と向き合い、どう対処してきたのかを紹介します。タイトルに「薬」と「祈り」が並んでいるのはなぜ？私たちの身近にあるアレやコレも昔ながらの医療なの？その答えを展示室へ探しに来てください。

関連事業のご案内

記念講演会「生薬の伝来と普及—採薬・栽培・本草書と薬園—」

企画展の開催を記念し、江戸から現代に至る生薬の利用についてご講演いただきます。

講師 | 小林 義典 氏 (北里大学東洋医学総合研究所副所長・薬学部附属薬用植物園園長)

日時 | 8月1日(日) 午後2時～午後3時30分

会場 | としま産業振興プラザ6階・多目的ホール

定員 | 80名(事前申込) 参加費 | 無料

申込締切 | 7月17日(土) 必着

講演会・講座への 応募方法

参加希望の方は往復はがきに①参加希望の事業名(連続講座は希望回)②住所③氏名④電話番号をご記入の上、〒171-0021 豊島区西池袋2-37-4 としま産業振興プラザ7階 豊島区立郷土資料館企画展担当宛にお送りください。

1通につき1名まで申込み可。いずれも応募者多数の場合は抽選。

※詳細は郷土資料館ホームページ等でご確認ください。

連続講座「江戸の医療あれこれ～地域の違い～」(全3回、1回でも参加できます)

江戸時代の医療と一言で言っても千差万別多種多様。

江戸市中と近郊農村の様相の違いを23区内に残る地域資料を通して、連続講座の中で学びます。

講師 | 第1回 多田 文夫 氏 (足立区立郷土博物館学芸員)「江戸市中と東郊」

第2回 長田 直子 氏 (国立市文化財保護審議会委員)「江戸周辺の村医者事情」

第3回 金子 千秋 氏 (中央区立郷土天文館主任文化財調査指導員)「江戸中央の医療の痕跡」

日時 | 9月4・11・18日(いずれも土曜日) 午後2時～午後3時30分

会場 | としま産業振興プラザ3階・研修室2

定員 | 18名(事前申込) 参加費 | 無料

申込締切 | 8月14日(土) 必着

【使用図版】

「鬼子母神詣土産べんけい図」(館蔵)、「地黄」(国立国会図書館デジタルコレクション・岩崎灌園『本草図説』より)、「麦門冬」・「獅子牡丹」(館蔵・伊藤伊兵衛政武『広益地錦抄』より)

担当学芸員によるギャラリートーク

日時 | 7月25日(日)、8月22日(日) いずれも午後2時から30分程度

◎申込み不要。直接展示室へお集まりください。 ◎その他にも毎月第4土曜日は学芸員による常設展示解説があります。

古代オリエント博物館&郷土資料館コラボ企画 ～古代医療は繋がる～

この夏、池袋駅を挟み東西にある2館のコラボ企画が初開催！詳細は各館のホームページ等でご確認ください。

(社会状況により、事業を中止・変更する場合があります)

[1] いけぶくろ東西スタンプツアー

専用のスタンプ台紙に2館のスタンプを押して、オリジナルグッズをゲットしよう！ ◎記念グッズの配布は無くなり次第終了します。

[2] 子ども向けワークショップ「古代エジプトのおまもりを作ろう！」(対象：小中学生、親子での参加も出来ます)

焼いて固まるオープン粘土と型を使って、古代エジプトのお守り(護符)を作ってみましょう。

日時 | 8月7日(土) 午後2時～午後3時

会場 | としま産業振興プラザ3階 研修室2

定員 | 14名(事前申込) 参加費 | 無料

応募方法 往復はがきに①事業名②参加を希望される全員の氏名と年齢③住所④電話番号を記入の上、豊島区立郷土資料館企画展担当までお送りください。7月15日必着、応募者多数の場合は抽選。

[3] 連携ワークショップ「出張はんこペタペタ！ドキドキ夏休みスペシャル！」

郷土資料館のワークショップ「はんこペタペタ！シリーズ」が出張！オリジナルの消しゴムはんこを押して、自分だけのアイテムを作りましょう。

日時 | 8月14日(土) 午後1時の回・午後2時の回(各回1時間程度)

会場 | サンシャインシティ文化会館7階(詳細は事前にご案内します)

定員 | 各回10名(事前申込) 参加費 | 無料

応募方法 古代オリエント博物館ホームページよりお申込みください。先着順。(7月8日正午より受付開始) ◎消しゴムはんこは館で準備します

夏の特別展「古代オリエントをたのしむ！子どもミュージアム」・「金銀銅に魅せられて」開催中！(7月17日～9月23日)



古代オリエント博物館

豊島区東池袋3-1-4 サンシャインシティ文化会館ビル7階
JR池袋駅東口より徒歩13分、東京メトロ東池袋駅より徒歩6分
TEL: 03-3989-3491 <https://aom-tokyo.com>

開館時間 午前10時～午後4時30分
(変更となる可能性もございます。必ずHPをご確認ください。)

休館日 展示期間中は無休

料金 一般 700円/大・高校生 500円/小・中学生 200円

※「障害者手帳」をお持ちの方は半額割引(付き添いの方は1名入館無料)。



豊島区立郷土資料館
The Museum of Toshima City

〒171-0021 東京都豊島区西池袋2-37-4 としま産業振興プラザ7階
TEL: 03-3980-2351 FAX: 03-3980-5271
<http://www.city.toshima.lg.jp/bunka/bunka/shiryokan/index.html>